



**Tohmatsu
Audit Quality Report 2017**

監査品質に関する報告書 2017

有限責任監査法人トーマツ

半世紀の歩み、その先へ

公認会計士制度は1948年(昭和23年)の「公認会計士法」の施行により導入されましたが、戦後直後の不安定な経済環境のもとで、企業の倒産や破たんが相次ぎ、企業の巨額な粉飾決算が社会問題化するもありました。そのため公認会計士監査制度の実効性を確かなものにするために、1966年(昭和41年)の公認会計士法改正により「監査法人」が制度化されました。

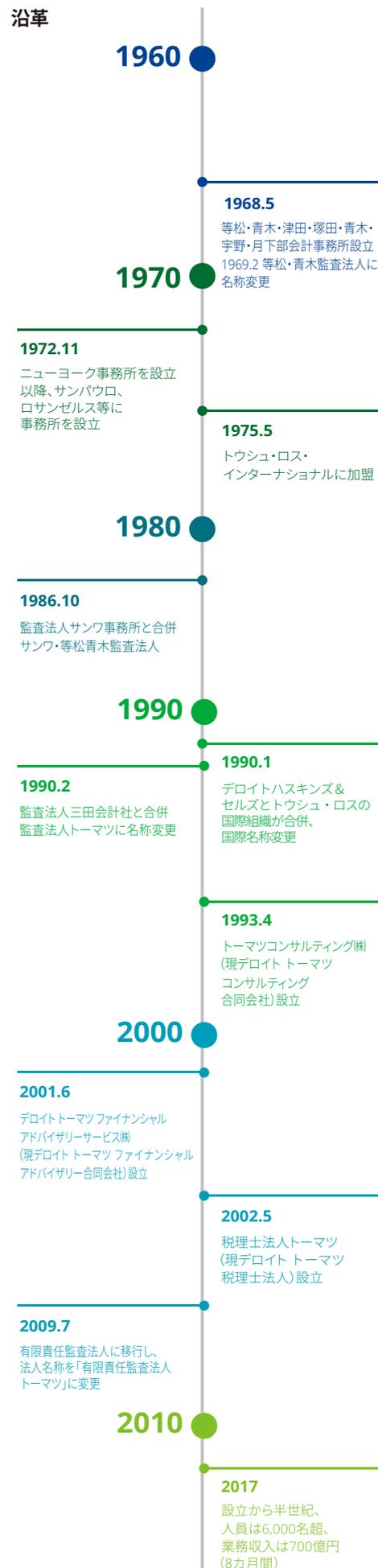
早くから欧米の監査法人に肩を並べる組織的な監査を実施できる体制を我が国でも整備すべきと考えていた等松農夫蔵・青木大吉ら当法人の創設メンバーは、監査法人が制度化された直後の1968年に日本初の全国規模の監査法人(現在の有限責任監査法人トーマツ)を設立しました。さらに、当法人は設立当初からニューヨークをはじめ、いち早く独自の海外事務所を展開するとともに、国際会計事務所組織との提携を進めてまいりました。

1990年にはこの国際組織が「デロイト ロストーマツ インターナショナル」(現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド)と改称され、「トーマツ」は名実ともにグローバル水準の高品質な監査を体現するパイオニアとして現在に至っています。

2017年には「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」により、会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有しているとの認識が改めて示されました。

2018年に創立50周年を迎える当法人は、先人たちの高い志と使命感を引き継ぎ、さらに高品質な監査の実現に向けて努力を続けていきます。

沿革



Contents

資本市場の健全な発展を支える「高品質な監査」	3
トーマツの基本理念と「Quality first」の実践	5
「高品質な監査」を実現する3つの重点領域	6
包括代表メッセージ	7
監査事業本部長メッセージ	8
1章 高品質な監査を支える法人の体制	9
I ガバナンス・マネジメント体制	10
II 監査品質を支える組織と文化	15
III 人材戦略	18
IV 職業倫理・独立性・コンプライアンス	23
V デロイトトーマツグループ	25
2章 高品質な監査への取り組み	27
I 高品質な監査の実践	28
II 監査イノベーション	39
III グローバル監査	43
Appendix	46
法人概要	46
主要監査先一覧	47
ガバナンス・コードへの対応状況	51



Quality
first

表紙テーマ

「Quality first」——この言葉に、私たちトーマツが目指す姿勢が集約されています。表紙で描かれたダイヤモンドは、監査品質の透明性、品質に対する揺るぎない誇り、そして日本の経済社会を明るく照らす役割を表現しています。

編集方針

当法人は、決算期変更を行ったため、2016年10月1日から2017年5月末までの8カ月を2017年5月期として報告しています。

本報告書では、特に断りのない限り、2017年5月期の実績と今後に向けた取り組みについてご説明しています。

資本市場の健全な発展を支える「高品質な監査」

適切なガバナンスと実効性のあるマネジメントのもとで、監査品質を最重視する「Quality first」を実践しています。

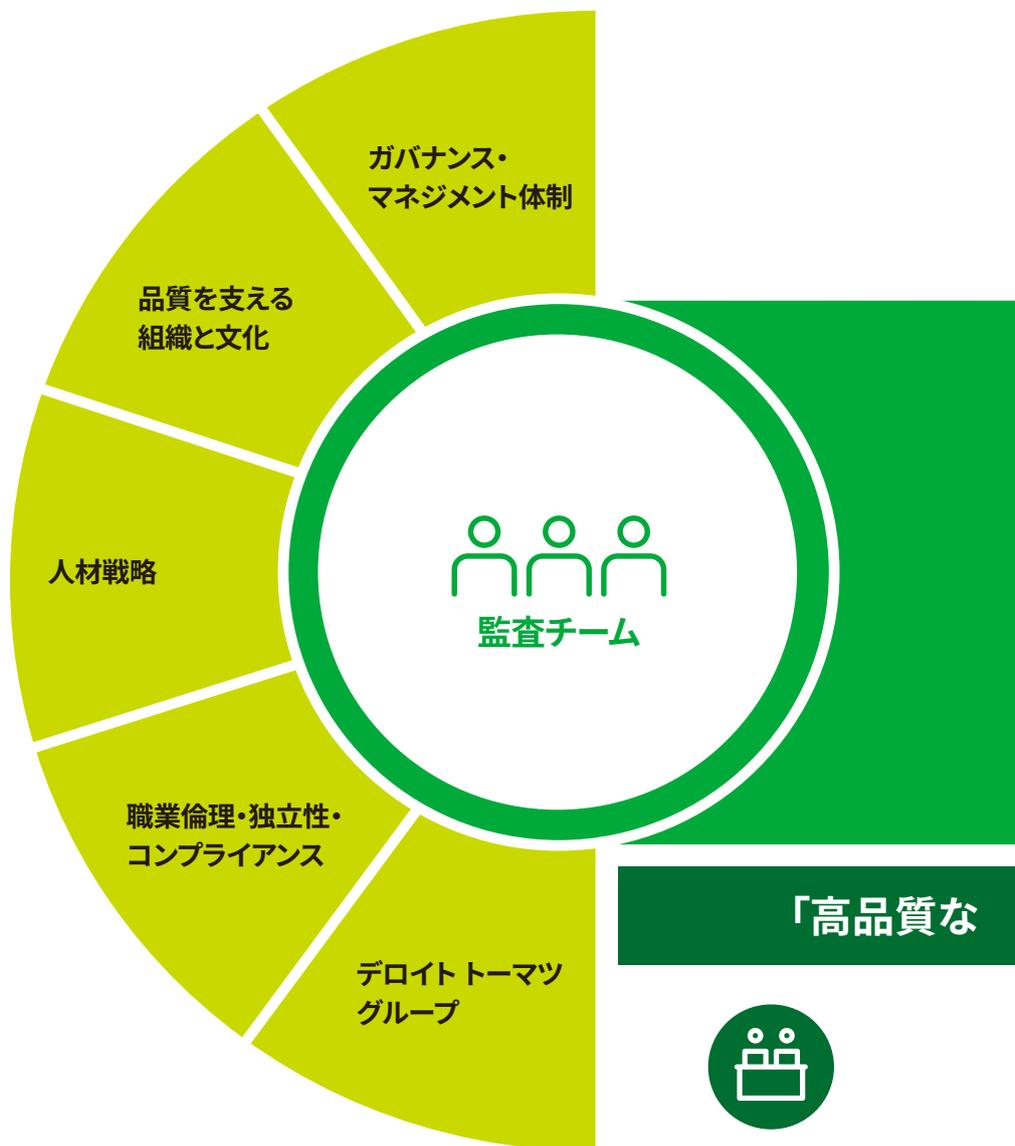
トーマツが実践する「高品質な監査」

監査チームが、

- 重要な内部統制の不備や不正は見逃されるべきではないという社会の期待に応えるために、職業的懐疑心を適切に発揮すること
- 被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施すること
- その過程において被監査会社と課題を共有し、被監査会社に対し今後の経営に資する率直かつ深度あるコミュニケーションを行うこと

を実践することが「高品質な監査」です。

これらを通じて被監査会社の公正かつ持続的な事業活動を支える財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上に寄与することにより、経済社会に広く信頼と安心感を提供することを目指しています。



有限責任監査法人トーマツ

「高品質な



被監査会社との
率直かつ深度ある
コミュニケーション

Service Quality
Assessment
(監査役等からの評価)
(2017年5月期)

4.1 / 5点

⇒P.35

企業そして経済社会への 「信頼と安心感の提供」



高品質な監査

監査」を実現する3つの重点領域



監査イノベーション



グローバル監査

Audit Analytics[®]適用数
※2012年以降延べ
(2017年6月末)

984社

海外の日本語バイリンガル
プロフェッショナル人員数
(2017年4月末)

約1,000名

社員海外勤務経験者割合
(2017年5月末)

31.0%

⇒P.39

⇒P.43、45

トーマツの基本理念と「Quality first」の実践

資本市場の健全な発展に寄与するという当法人の基本理念と、これを具体的な行動指針として定めた「デロイトトーマツグループ Code of Conduct」が「Quality first」の実践を支えています。

基本理念

当法人は、「経済社会の公正を守り率先してその発展に貢献する (Fairness to society)」「クライアントの期待を超える知的専門サービスを総合的に提供する (Innovation for clients)」「各人の個性を尊重し能力を発揮できる生きがいのある場を創りだす (Talent of people)」の3つを経営理念としています。また、当法人が加盟するグローバル組織であるデロイト(⇒P.26参照)が掲げる「Deloitte makes an impact that matters」を存在理由 (Purpose) として採用し、これを実

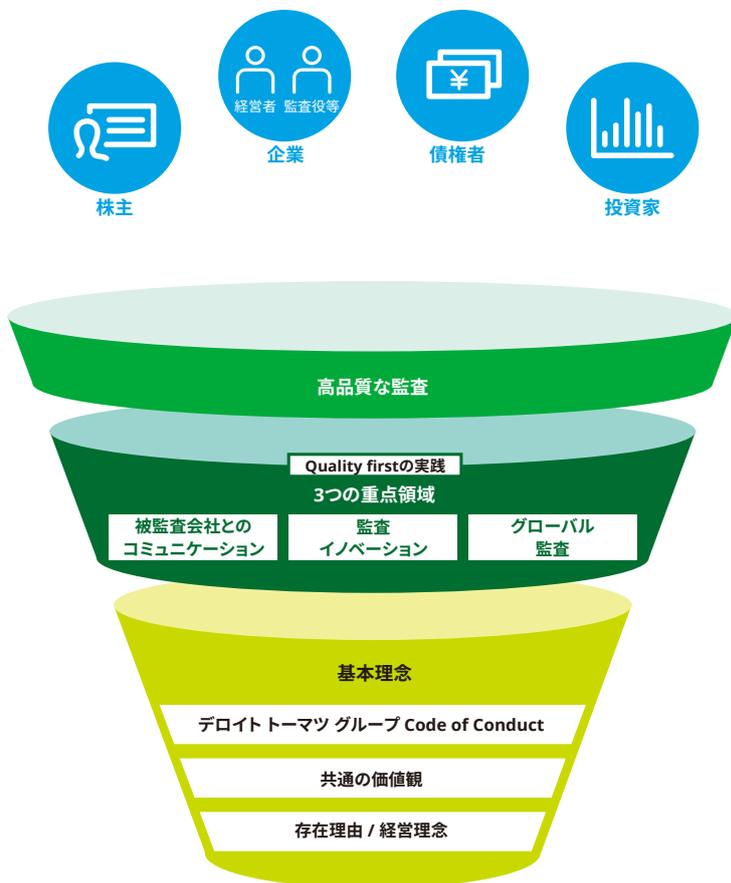
現するため、全ての社員・職員が「誠実性 (Integrity)」「マーケットとクライアントに対する卓越した価値の提供」「メンバー相互の強い信頼」および「文化的多様性を生かした強み」の4つを共通の価値観として共有しています。

当法人では全ての社員・職員が経営理念を共有するとともに、存在理由や共通の価値観を具体的な行動指針として記述した「デロイトトーマツグループ Code of Conduct」を社員・職員の行動原則として定め、その実践を促しています。

「Quality first」の実践

当法人は、適切なガバナンスと実効性のあるマネジメントのもとで、監査品質を最重視する「Quality first」を実践しています。重要な内部統制の不備や不正は見逃されるべきではないという社会の期待に応えるために、職業的懐疑心を適切に発揮すること、被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施すること、その過程において被監査会社と課題を共有し、被監査会社に対し今後の経営に資する率直かつ深度あるコミュニケーションを行うことを実践しています。

当法人は、被監査会社の公正かつ持続的な事業活動を支える財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上に寄与することにより、経済社会に広く信頼と安心感を提供することを目指しています。



「高品質な監査」を実現する3つの重点領域

「高品質な監査」を実現するための取り組みとして、「被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション」「監査イノベーション」および「グローバル監査」の3つに重点を置いています。

被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション ⇒ P.34(2章 I-3)

当法人は、高品質な監査を実現するためには、特に被監査会社とのコミュニケーションが重要だと考えています。

このためには、監査チームが、被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施するとともに、被監査会社と監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすことが必要です。そこで監査チームは、年度の監査計画とは別に、年間を通じ

たコミュニケーションプランを立案して、被監査会社の経営者・監査役等と中長期の視点に立った議論を能動的に行い、深度ある監査を実施しています。

そして、被監査会社のCFOや監査役等からService Quality Assessment (SQA) を通してフィードバックを受けることにより、次年度以降の改善に役立てています。

監査イノベーション ⇒ P.39(2章 II)

当法人では、監査におけるイノベーションを、監査に関わる人や組織を未来に向かって進化させていくことと捉えています。特に、IT技術の導入は監査業務プロセスの抜本的な変革を生み出すだけでなく、監査品質の大幅な向上につながります。例えば、既に延べ980社以上で2,800件以上の適用実績があるIllumia / Audit Analytics[®]は、被監査会社の財務・非財務データを様々な属性情報や外部データと組み合わせで分析・視覚化することにより、監査チームによる的確なリスク評価をサポートしています。また国内初の取り組みであるWeb

ベースの債権・債務残高確認システム (Balance Gateway[®]) の導入により、監査チームはより高度な判断業務にリソースを重点配分することが可能になり、業務の効率化が進んでいます。

IT技術の活用により、既存の監査の概念や手法にとらわれない様々な取り組みを通じて、リスクのよりの確な把握や特異な傾向の可視化が容易になります。これにより、監査手続を高度化させるとともに、被監査会社のリスクマネジメントや内部統制の強化に向けた提言に役立てています。

グローバル監査 ⇒ P.43(2章 III)

当法人では、グローバル監査チームの筆頭責任者であるグローバルリードクライアントサービスパートナー (GLCSP) の指揮のもとで、日本の親会社監査チームを頂点とするグローバルでシームレスな監査チームを組成しています。GLCSPには、海外子会社の監査を担当するデロイトメンバーファームの監査チームを適切にリードするために、グローバルで最適なチーム体制を組成する権限と責任が付与されています。

また、日系企業サービスグループ (JSG) が、GLCSPの強力なリーダーシップを支えています。JSGは長年にわたりデロイトの重要なグローバル戦略の一つに位置づけられ、世界80都

市の約1,000名のバイリンガルのネットワークと多様な専門家を擁し、豊富な知見と事例を生かした業務を提供しています。さらに、トーマツからの海外派遣者は、被監査会社から派遣されている海外子会社の現地マネジメントと密接なコミュニケーションを図り、海外子会社監査上の課題を的確に把握して、海外子会社監査チームにフィードバックするとともに、親会社監査チームとの連携を円滑にしています。このような役割を担っている海外派遣者を各国メンバーファームへ170名規模で派遣していることが、当法人のグローバル監査の特長です。

包括代表メッセージ



有限責任監査法人トーマツ
包括代表 観 恒平

観 恒平

トーマツが社会に対して担う責任と役割

監査法人の第一の使命は、監査基準等に従って被監査会社の財務諸表を監査し、その内容の適正性に関する意見表明を通じて、企業そして経済社会への信頼と安心感の提供をすることであると私たちは考えています。

企業の財務報告が適正であることは、株主や投資家が意思決定を行うための基本的な前提であり、財務報告の適正性に関する意見表明を行う監査法人は、企業の財務報告に関するアカウンタビリティと資本市場の発展に対して、重要な役割と責任を果たさなければなりません。また、監査人は独立した立場から専門家としての意見表明をするため、常に客観的な姿勢を保つ必要があります。

これらに加え、企業の経営を担う経営者・監査役等からは、職業的懐疑心を発揮して内部統制の不備や経営に影響を及

ぼすような重要な不正を見逃さないことはもちろん、監査を通じて得られた気づきやリスクマネジメント上の課題などを、第三者の立場から率直に提言することが期待されています。当法人は、企業の財務活動のみならず、事業内容や取り組みを熟知し、被監査会社だけでなく、各インダストリーのビジネスごとの知見に精通することを目指しています。そして、監査の本質的な機能である批判的機能と指導的機能とを高度に両立するには、独立不羈の精神に基づく人間形成、人間的信望を得ることが何よりも重要であると私たちは考えています。

監査品質の向上に向けて

私たちは、こうした社会や被監査会社からの期待や信頼に応え続けていくために、会計・監査のスキルだけでなく、その品質の向上に対する努力を決して怠ることはできないと考えています。

そのためにトーマツの監査品質の責任者である私は、「Quality first」のスローガンのもと、監査に関わる一人ひとりが、常に監査品質を意識しながら業務に取り組むように、促しています。監査を実践するのは一人ひとりであり、全ての社員・職員が同じ意識でなければ、高品質な監査は実現し得ないと考えているからです。

本書の発行について

当法人では、従前よりガバナンス改革に積極的に取り組んでまいりましたが、今般、金融庁から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」が公表されたことを踏まえて、2017年6月からは経営執行機関の監督・評価機関であるボードに外部有識者3名に参加いただき、ガバナンスを強化しました。今後は、ガバナンス・コードを経営の道標として、さらなる監査品質と透明性の向上に努めてまいります。

私たちは、トーマツの監査品質向上に関する取り組みについてご説明するため、昨年に続き「Tohmatsu Audit Quality Report 2017（監査品質に関する報告書2017）」を発行いたします。今後も様々なステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、積極的な意見交換に努めてまいります。

監査事業本部長メッセージ



有限責任監査法人トーマツ
監査事業本部長 中村 裕治

監査品質の継続的向上に向けた取り組み

トーマツは、会計監査に対する社会からの期待に応えるため、監査品質の継続的な向上を常に追求し、信頼される監査を行う「選ばれる監査法人」であり続けることを目指しています。

高品質な監査は、被監査会社と向き合う個々の監査チームと、これを後方支援する本部組織が車の両輪となって追求していくものです。

監査事業本部長は、全ての監査チームを統括し、トーマツの品質管理体制に責任を負う品質管理本部長と緊密に連携して、高品質な監査を監査チームに実践させる責任があります。

職業的懐疑心を発揮して重要な内部統制の不備や不正を見逃さないという社会の期待に応えること。監査の過程に

おいて課題を発見し、被監査会社の今後の経営に資する率直な提言を行うこと。これらにより、被監査会社の財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上を通じて、資本市場の信頼性向上に寄与することが、高品質な監査であると考えています。

高品質な監査を実現していくためには、法令・規則、監査基準等を遵守することはもちろん、被監査会社のビジネスに関する深い理解を基礎として、職業的専門家としての職業的懐疑心を発揮することが重要です。そのためには、当法人の社員・職員一人ひとりが、グローバルな視点からの幅広い知見や洞察力を磨くことが大切です。

当法人では、デロイトで共通の体系的な研修プログラムや多様な業務経験の機会を積極的に提供しています。これにより、全ての社員・職員が情熱を持って業務に取り組み、多様なスキルによる業務遂行を積み重ねることで、被監査会社の期待に応えるのみならず、広く社会・経済の発展に寄与する監査が遂行できるものと考えています。

「高品質な監査」実現に向けた3つの重点領域

当法人では、「被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション」「監査イノベーション」および「グローバル監査」の3つを、高品質な監査を実現するための3つの重点領域と位置づけ、法人一丸となって施策の推進を進めています。

これらの重点施策を強力に推進することで、信頼性の高い、安心感のある監査業務を創り出していきます。

品質を支える人材

「Quality first」の実践には人材育成の視点も不可欠です。多様な人材の経験や能力を伸ばすような人事制度のもと、所属する全てのメンバーの働きがいと働きやすさを実現するとともに、多様性を受け入れる風土を醸成するためにDiversityの推進に取り組んでいます。

組織としての成長と高品質な監査を実現するために、各人の個性を尊重し、各々が能力を最大限に発揮できる職場環境を整備していきます。

1 章

高品質な監査を支える 法人の体制



ボード



Executive Committee

- I** ガバナンス・マネジメント体制
- II** 監査品質を支える組織と文化
- III** 人材戦略
- IV** 職業倫理・独立性・コンプライアンス
- V** デロイト トーマツ グループ

I ガバナンス・マネジメント体制

経営執行機関から独立したボードが経営執行を監督・評価するとともに、外部有識者からなる公益監督委員会を設置し、積極的に公益の視点を取り入れています。

1 当法人のガバナンス

1-1 当法人のガバナンス体制

当法人は、経営執行機関に対する監督機能の強化を図る観点から、2015年12月より、指名委員会等設置会社に倣った機関設計を採用しています。

当法人は社員総会を最高意思決定機関とし、迅速かつ適切な意思決定を容易にするため、経営意思決定機関としてボードを設置しています。ボードは、法人経営に関する重要事項を決定または承認し、包括代表等の経営執行機関の活動を監督しています。ボードは、ボード議長、評議員、包括代表および執行役で構成され、経営意思決定に基づく執行には関与しない評議員がその3分の2以上を占めることでガバナンスの強化（経営執行機関に対する独立監視機能の強化）を図っています。

また、ボード内委員会として評議員のみで構成される推薦・報酬・監査の各委員会を設置し、監査委員会には法人外監査委員として外部の弁護士も選任しています。加えて、2017

年8月1日より、独立非業務執行役員 (Independent Non-Executives : INE) のみで構成される公益監督委員会を設置し、公益的な観点から当法人の活動を監督・評価しています。ボード議長、評議員および包括代表は、社内規程に基づき、推薦委員会が候補者を推薦し、社員による信任投票を経て、選任しています。

なお、ボードおよびボード内の各委員会を補佐する機関としてボード議長室を設置しています。

経営執行は、当法人の最高経営責任者として包括代表が行い、包括代表が指名し、社員による信任投票を経て選任された執行役が各所管の業務執行を担当しています。

包括代表と執行役を構成員とするExecutive Committeeにて、ボードが決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行するとともに、ボードへの付議事項が決定されます。包括代表および執行役の業務執行は、監査委員会が監査しています。

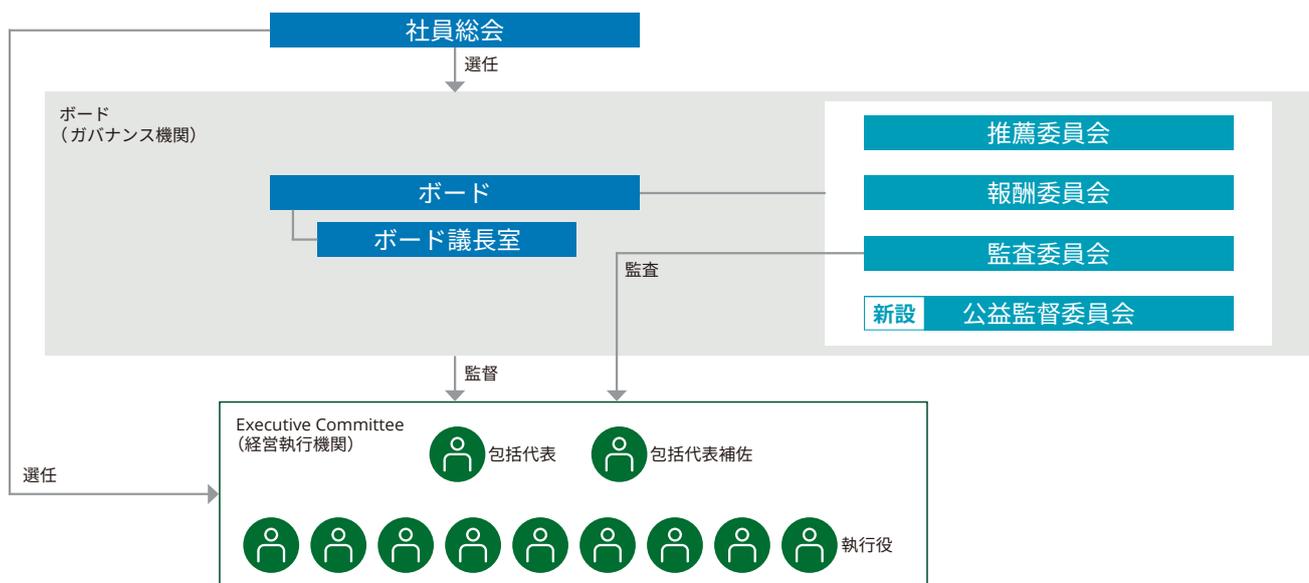
有限責任監査法人トーマツ ボード (2017年9月末)

ボード議長		評議員		監査委員	法人外監査委員
ボード議長	永田 高士	評議員	宋 修永	監査委員 DTC ^{※2} 経営会議議長	弁護士 (DT弁護士法人) 内藤 裕史
		評議員	吉田 英司	推薦委員 パブリックセクター ナショナルリーダー	弁護士 (アンダーソン・毛利友常法律事務所) 若林 弘樹
		評議員	市川 育義	監査委員 テクニカルセンター長	
メンバー		評議員		推薦委員 兼 報酬委員	独立非業務執行役員
包括代表	観 恒平	評議員	稲垣 浩二	前執行役 グローバル監査推進担当	独立非業務執行役員 三好 崇司
監査事業本部長	中村 裕治	評議員	白井 正	監査委員 元新潟事務所長	独立非業務執行役員 月原 紘一
アドバイザー事業本部長	木村 研一	評議員	松浦 利治	報酬委員 前グローバル戦略 国際人事	独立非業務執行役員 樹田 恭正
RQRM ^{※1} 本部長	石塚 雅博	評議員	渡辺 淳子	前経営会議評議員	

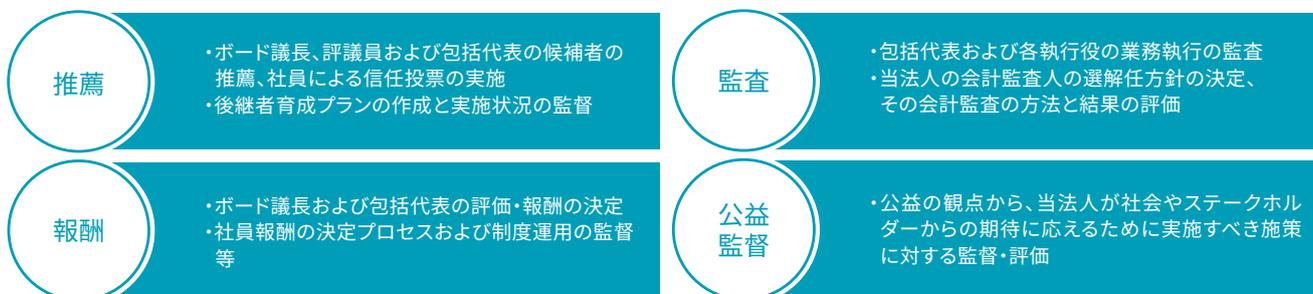
※1 RQRM: レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント

※2 DTC: デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

ガバナンス体制 (2017年9月末)



ボード内委員会の役割



ボード議長からのメッセージ



ボード議長
永田 高士

監査法人は、会計・監査のプロフェッショナルとして強い使命感と重い責任を担っている出資者たる社員（パートナー）同士が共同で設立した法人であり、パートナー同士が相互に切磋琢磨し、お互いをけん制し合うことがガバナンスの基本となります。

一方で、大規模化した監査法人において、社会の期待に応えていくためには、組織的な経営を推し進めていく必要があります。そこで当法人では、2015年12月より、執行に対する監督・評価機関としてのボードを設置し、ガバナンスを強化するとともに、

2017年5月から、3名の外部有識者を独立非業務執行役員として迎えました。同年6月からは経営意思決定機関であるボードに参加いただき、ボードでの意思決定に組織的運営および資本市場の公益的視点を反映し、ステークホルダーの期待に応えるようにいたします。

私たちは、監査法人を取り巻く環境が急速に変化する中で、資本市場のゲートキーパーとして、高品質な監査業務を提供するためにはどのようなガバナンスを目指すべきかを常に考え、これからもガバナンス改革を進めていきます。

1-2 外部有識者による評価・監督

当法人は、2017年5月に、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」で求められる組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、従来の法人外監査委員（弁護士）に加え、独立性を有する第三者として外部有識者3名を独立非業務執行役員に選任しました。独立非業務執行役員は、議決権を有しないメンバーとして2017年6月からボードに参加するとともに、ボード内委員会である公益監督委員会の委員に就任しています。独立非業務執行役員は、その知見に基づき、監査法人の組織的な運営および経営執行態勢、監督機能の充実に関する助言・提言を行います。当法人はこれを真摯に受けとめ、監査品質や品質管理体制の向上に努め、さらにガバナンス改革を進めます。当法人では、ボード議長室に公益監督委員会の事務局を設置し、独立非業務執行役員がその役割を果たすために必要なサポートを行っています。

公益監督委員(独立非業務執行役員)

ますだ やすまさ
梶田 恭正 (写真左)

元 アステラス製薬株式会社
上席執行役員財務担当(CFO)

みよし たかし
三好 崇司 (写真中央)

元 株式会社日立製作所 代表執行役員副社長
元 株式会社日立製作所 取締役監査委員長

つきはら こういち
月原 紘一 (写真右)

三井住友カード株式会社 特別顧問
元 株式会社三井住友銀行 副頭取
兼 三井住友フィナンシャルグループ 副社長

1-3 公益監督委員会の期待役割

公益監督委員会は、独立非業務執行役員のみで構成され、公益の観点から、当法人が社会やステークホルダーからの期待に応えるために実施すべき施策について自らアジェンダを設定し、協議します。当法人が会計監査の品質を維持・向上するための、適切な業務管理体制を整備・運用するように、当法人が認識する以下の課題について独立した立場から助言・提言を行います。

- ・ 監査品質の維持・向上
- ・ 経営品質の向上
- ・ 人材育成および人事評価
- ・ レピュテーション・クオリティ・リスク管理
- ・ 社会およびステークホルダーからの期待

独立非業務執行役員からのメッセージ



公益監督委員会委員長
(独立非業務執行役員)
三好 崇司

監査法人には、会計監査が資本市場における重要なインフラであることから、高い公益性と透明性が求められます。これを強化する形で2017年6月より、私たち3名が独立非業務執行役員(INE)として、ボードに参加しています。また、ボード内委員会として新たに設置された公益監督委員会では、INEが中心となって、ボード議長、包括代表およびレピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部長ならびに関係者と監査法人の課題を幅広く取り上げ、議論を始めました。公益監督委員会は、グループ戦略を策定するデロイト トーマツ合同会社のボード内委員会としても設置されており、INEが

中心となって同様に活動しています。私たちは、それぞれの経験を生かしながら、外部の視点、公益の視点で議論に参画し、トーマツのガバナンス改革および経営基盤強化を図り、監査品質の向上、経営および監査の透明性向上につながる助言・提言を積極的に行ってまいります。加えて、資本市場参加者等あらゆるステークホルダーとの有効な対話の促進も私たちの重要なミッションと認識しています。私たちINEは、トーマツが社会の要請に積極的に応え、社会から信頼される監査法人であり続けるよう、活動していきたいと考えています。

2 当法人のマネジメント体制

当法人では、包括代表のもと、プロフェッショナル業務について監査事業本部とアドバイザリー事業本部の2つの事業本部を置き、各事業本部長が当該事業を統括しています。

監査事業については、監査事業本部のもとに8つの事業部（東京、中京、関西、西日本、東日本サテライト、米国監査基準グループ、金融、パブリックセクター・ヘルスケア）を置き、各監査チームは各事業部長の指揮のもと、監査業務を実施しています。各事業部長は、指揮下にある各監査チームを統括し、最適な監査チームの組成、各種施策の監査現場への浸透、監査現場からの適時・適切な情報の収集などの役割を担っています。

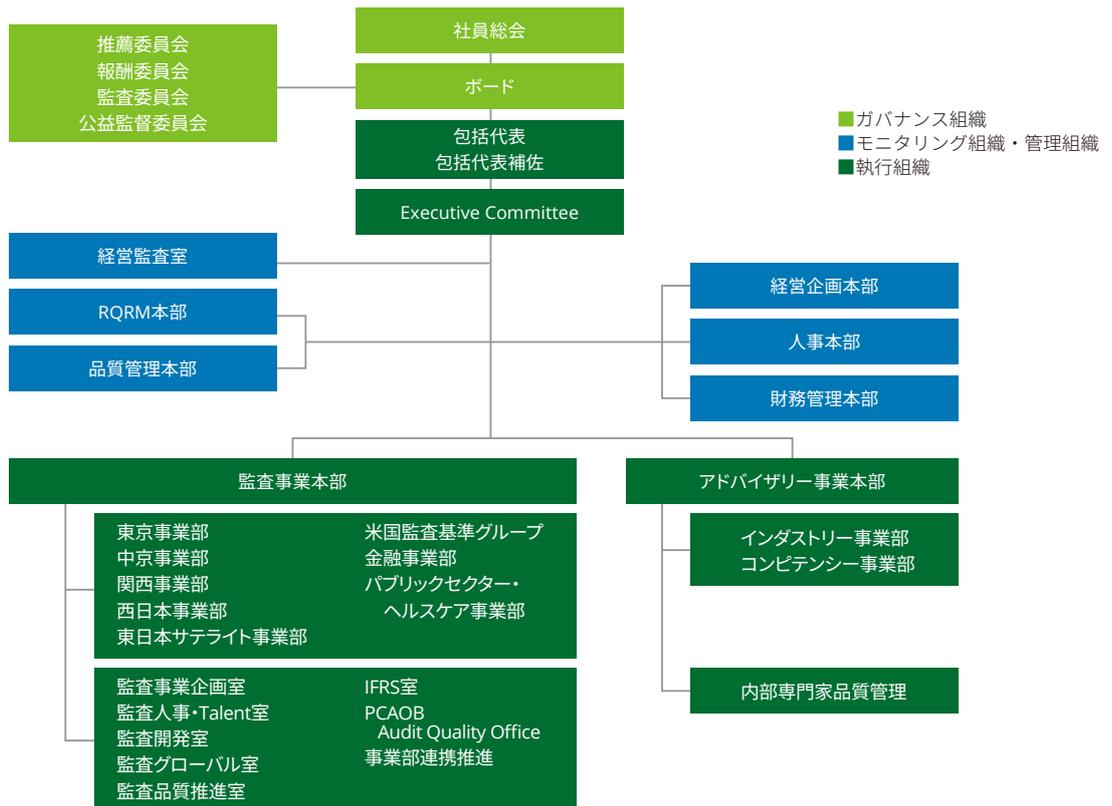
また、アドバイザリー事業については、2つの事業部（インダストリー、コンピテンシー）を置き、リスクマネジメント、インダストリーレギュレーション、アカウンティング&ファイナンス、

テクノロジー領域に関する高度に専門的なサービスの提供を行い、企業のガバナンス向上を支え、経営の高度化に貢献しています。当法人では、アドバイザリー事業で培った知見を、監査業務における内部専門家の活用（⇒P.31 参照）を通じて、監査品質の向上に役立てています。

有限責任監査法人トーマツ Executive Committee(2017年9月末)

包括代表	観 恒平	経営企画本部長	丸地 肖幸
包括代表補佐	磯俣 克平	人事本部長	大森 茂
監査事業本部長	中村 裕治	財務管理本部長	和田 稔郎
アドバイザリー事業本部長	木村 研一	監査事業本部事業部担当	谷藤 雅俊
RQRM本部長	石塚 雅博	アドバイザリー事業本部長補佐	篠田 昌典
品質管理本部長	油谷 成恒		

有限責任監査法人トーマツ 組織図(2017年9月末)



3 当法人の品質管理体制

プロフェッショナル業務の業務品質については、品質管理本部を置き、監査事業およびアドバイザリー事業それぞれについて、契約締結から報告書発行までの全プロセスの品質管理の方針と手続を整備しています。品質管理本部は、これらの方針と手続が適切に運用され、当法人が定めた業務品質が維持されていることをモニタリングしています。

さらに、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント (RQRM) 本部を置き、法人全体の品質管理プロセスの有効性をモニタリングしています。また、RQRM本部は、法人として遵守すべき職業倫理、独立性等の方針と手続を整備し、これが適切に運用されていることをモニタリングしています。

4 ステークホルダーとのコミュニケーション

当法人では、資本市場参加者をはじめとするステークホルダーとの対話に努めています。年2回開催する「トーマツ ガバナンスフォーラム」では、被監査会社の監査役等との直接的な対話を実施しています。2017年8月に開催したフォーラムからは、

独立非業務執行役員も参加しています。今後は、アナリストや機関投資家等との間での意見交換を継続的に実施するなど、外部有識者の知見も活用しながら、これらの取り組みをより発展させていきます。



第6回トーマツ ガバナンス フォーラム (2017年8月)

5 非監査業務の位置づけ

監査・保証業務を中核としたデロイト トーマツ グループは、企業の様々な経営課題に対応し得る総合プロフェッショナルファームとして、監査・保証業務だけでなく、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務といった非監査業務を提供し、「Deloitte makes an impact that matters」という存在理由 (Purpose) の実現を追求しています。

監査業務においては、被監査会社を取り巻く事業環境の変化、ITの高度化、国際間取引の増加等に対応するため、会計・監査以外の専門性も求められます。当法人では、グループ内の

多数の専門家が監査チームに参画し、情報システムやその管理体制の評価、複雑な税額計算、年金債務等の特殊な数値計算、金融商品の評価、不動産の評価、不正調査、事業価値評価などの専門領域の知見を活用して高品質な監査の遂行に貢献しています。

当法人およびデロイト トーマツ グループの各社は、グループ共通の独立性、利益相反および品質管理のルールを遵守し、契約受託に関する情報を専門の部署が集中して管理することで、被監査会社からの独立性保持、非監査業務間の利益相反の防止および業務品質保持を確保しています。

II 監査品質を支える組織と文化

監査業務の遂行を統括する監査事業本部による品質推進活動と、監査業務の品質を管理する品質管理本部によるモニタリングの緊密な連携により、高品質な監査を組織的に実践しています。

1 監査品質を担保する組織体制

当法人では、監査品質の最終的な責任者である包括代表のもと、被監査会社に対し監査を実施する監査チーム、これを指揮する事業部、事業部を統括する監査事業本部の3つの階層を通じて、法人全体の監査品質向上に対する施策は監査現場へ浸透され、監査現場における課題はマネジメントへ共有されます。

また、監査事業本部とは独立して品質管理本部を設け、個別

の監査業務の品質が、法人が定める品質管理システムに準拠して適切に維持されていることをモニタリングしています。さらに、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部を置き、法人全体の品質管理プロセスの有効性をモニタリングするとともに、社員・職員の職業倫理、独立性等に関する方針への遵守状況もモニタリングしています。

2 品質管理本部によるモニタリング

当法人では、品質管理本部長が統括する品質管理本部のもとで、個々の監査業務の品質が、デロイトが定めたグローバルな品質水準をクリアしていることをモニタリングしています。品質管理本部では、契約の締結から監査報告書の発行に至る監査の全プロセスにおいて品質管理の方針・手続を整備し、日常的監視および業務審理(⇒P.37参照)を通して、品質管

理の方針・手続の運用状況をモニタリングしています。全世界共通の高品質な監査業務を提供するため、品質管理の方針・手続は、企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準」はもちろん、デロイトメンバーファームが遵守すべき基本的な方針やルールを定めたDPM(Deloitte Policies Manual)にも準拠して、自律的に品質管理を行っています。

3 監査事業本部による品質推進施策の浸透

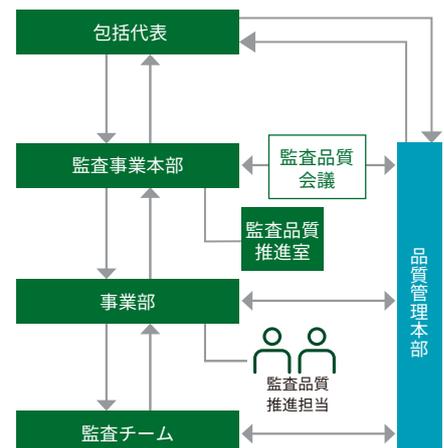
当法人では、監査品質推進施策を検討・決定し、監査チームへの浸透を徹底するため、事業部を統括する監査事業本部に監査品質推進室を、監査事業本部下で各監査チームを統括する事業部に監査品質推進担当をそれぞれ設置しています。監査品質推進室は、品質管理本部と密接に連携し、月次の監査品質会議を通じ、品質管理の最新の動向や監査現場での実践面における課題を共有し、監査の革新・改善とその浸透のための施策を立案します。監査品質推進担当は、各事業部の課題やベストプラクティスを踏まえて、監査品質推進室で立案された施策の監査現場での展開を支援します。監査現場での展開に際しては、パイロットテスト等により効果測定を行い、施策のブラッシュアップを行っています。

監査チームを統括する監査事業本部と品質管理を司る品質管理本部が相互作用的に施策立案を行うことにより、有効性が十分に検証されたうえで施策が展開されるため、スピード

感や実効性を確保することができます。

それぞれの施策の展開状況や課題は、月次の会議等で共有され、包括代表を含むマネジメントに報告され、PDCAサイクルを導入することにより、継続的な改善・向上を図っています。

監査品質推進体制



品質管理責任者からのメッセージ



品質管理本部長
油谷 成恒



レピュテーション・クオリティ・
リスクマネジメント本部長
石塚 雅博

「攻めの品質管理」の実践

監査業務の公益性および社会的責任を踏まえた監査品質の維持・向上は、監査法人の生命線です。私たちは、「Quality first」のスローガンのもと、全てのステークホルダーの期待に応えるべく「攻めの品質管理」を実践しています。この「攻めの品質管理」は、監査現場では各監査チームがこれを実践し、法人の品質管理体制では品質管理本部がこれを担っています。

具体的には、被監査会社との関係では、当法人の監査チームは、深度のあるビジネスの理解を踏まえて、相談や会計処理の実行等に受け身で対応するのではなく、能動的に被監査会社のビジネスの変化や課題等を把握し、サプライズのない監査を実施するとともに、被監査会社の経営者・監査役等との間では、経営的視点から積極的かつ率直なコミュニケーションを図っています。品質管理本部は、この監査チームによる「攻めの品質管理」の実践をサポートする役割を担っています。そのため、品質管理本部は、個々の監査チームが直面する会計・監査上の諸問題の解決支援のため、各分野における専門性を有する人材を配置した専門部署を設置し、監査チームからの相談等に対して、スピード感を持って対応するとともに、品質確保のための情報を適時に社員・職員にフィードバックすることにより、法人全体のシームレスな品質の維持・向上のサポートに努めています。

一方、品質管理システムの整備・運用とい

う点でも、「攻めの品質管理」の視点で、外部検査等での指摘を待つまでもなく、主体的に自ら改善すべき事項を発見・評価し、適時・適切な改善を図ることで、日々品質管理システムの改善に取り組んでいます。品質管理本部は、毎年、デロイトの指揮・管理のもとで実施される品質管理システムおよび個別監査業務の検証（業務審理）を主導しています。この業務審理は、毎年強化されるグローバルで一貫した方針・手続に基づき実施され、その結果、発見された問題等については、品質管理本部主導で原因分析を実施するとともに、その改善状況をモニタリングしています。

高品質な監査を支える職業倫理の遵守と独立性の保持

また、私たちは、監査という公益性の高い業務を実施していることから、常に高いレベルの職業倫理の遵守や独立性の保持を社会から求められています。

職業倫理の遵守や、独立性の保持は、監査品質の基盤となるものです。そのため、私たちは、これらを徹底する体制や手続を維持・向上させながら、全ての社員・職員が職業倫理や独立性を何よりも重視する組織風土の醸成に努めています。

誠実性 (Integrity) が高い人材がより高く評価される施策を推進していくことで、プロフェッショナルとしての自覚と誇りを持ち「正しいことを正しくやる (Do the right things to do)」ことを、日々の全ての行動において徹底していきます。

4 品質重視の文化の醸成に向けた取り組み

4-1 包括代表自らによるメッセージの発信

監査品質を最重視するトップの姿勢が全ての社員・職員に理解され浸透するよう、包括代表、監査事業本部長および品質管理本部長は、年頭所感、全国社員連絡協議会、職員連絡協議会、全国研修会、月例の監査品質会議などの様々な会議体や全社員・職員向けメールで繰り返し「Quality first」の実践が最重要課題であることを発信しています。また包括代表自ら職員との意見交換会を定期的に行き、トップの姿勢を周知徹底（Tone at the top）しています。



イントラネットに掲載された包括代表による年頭所感の例

4-2 監査厳守事項

当法人では、デロイトがグローバルで統一して定めた、監査業務を実施するに当たり厳守しなければならない具体的な行動指針である監査厳守事項（Audit Imperatives⇒P.21 参照）の実践を、社員・職員に求めています。監査厳守事項は、高品質な監査を実践し、プロフェッショナルとしてさらなる成長と差別化を目指すための核となるものであり、研修会等を通して、社員・職員へ周知徹底しています。

4-3 品質に関する意識の浸透状況のモニタリング

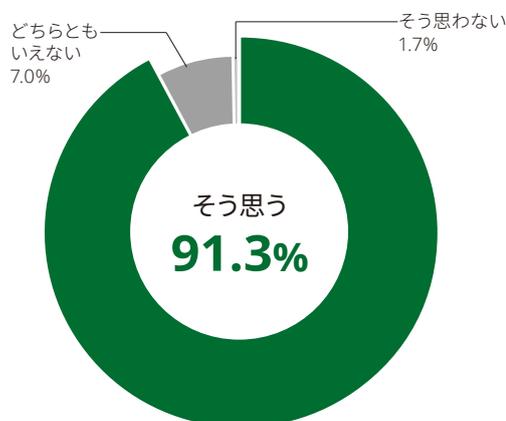
監査品質に関するメッセージの社員・職員への浸透状況を毎年モニタリングし、メッセージを浸透させるための施策の改善に役立てています。



職員連絡協議会

トップメッセージの浸透状況調査（2017年9月実施）

Q. マネジメントからのコミュニケーションには、常に監査品質が最優先事項であるとのメッセージが込められているか？



III 人材戦略

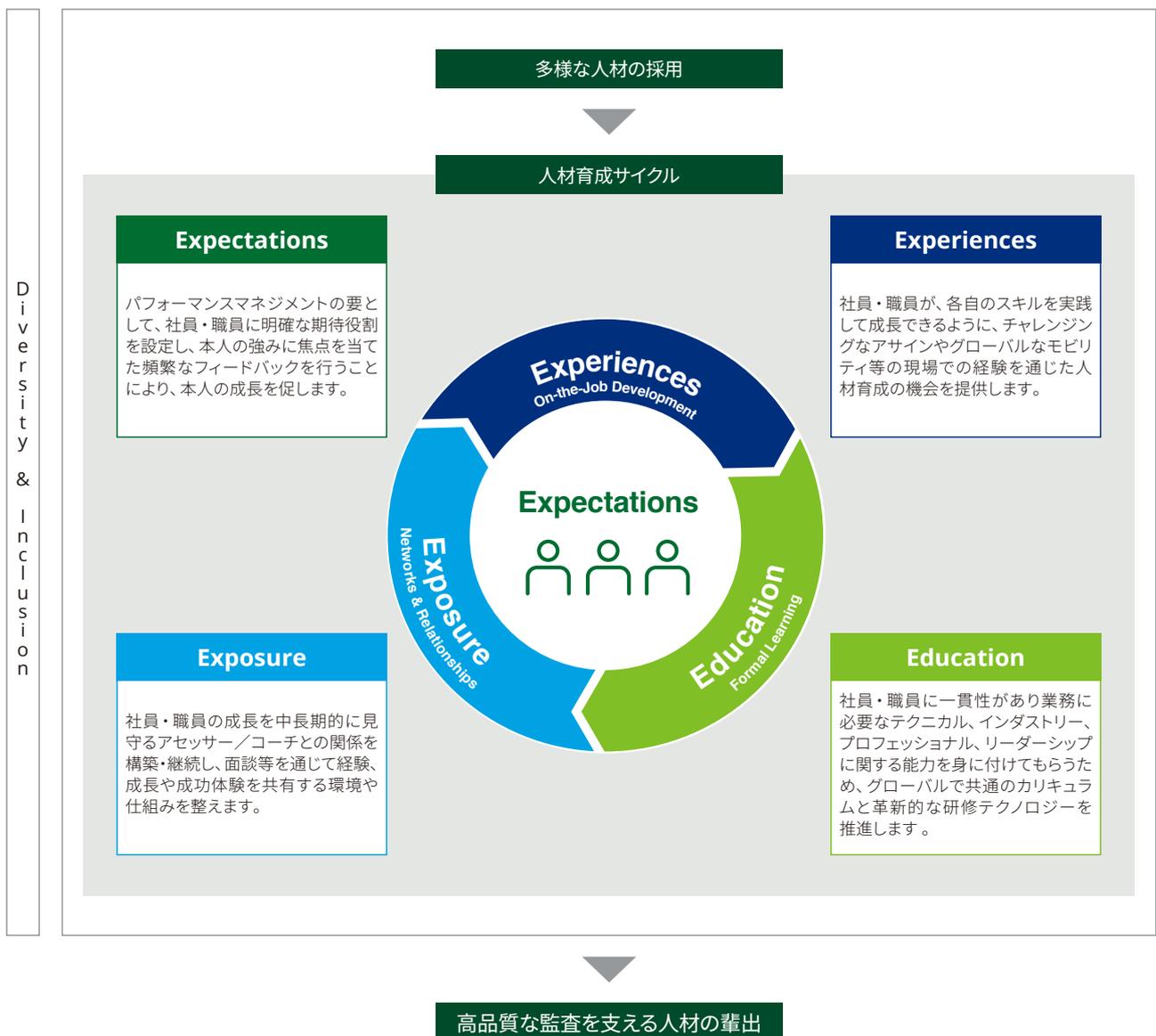
当法人にとって、「人材」こそが高品質な監査の基盤です。人材の確保・育成の強化を推進する
 タレントマネジメントを導入するとともに、全ての社員・職員がパフォーマンスを最大限に発揮できるように
 働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

1 高品質な監査を支えるタレントマネジメント

当法人では、社員・職員一人ひとりが「Quality first」を実践
 していくために、人材の確保・育成が特に重要だと考えてお
 り、求める人材像を「経済社会からの要請に真摯な姿勢で
 誠実に対応し、高品質なサービスを提供する、信頼性の高い
 プロフェッショナル」と定めています。

この実現のために、多様な人材を採用し、一人ひとりに明確
 な期待役割を設定のうえ、多面的なフィードバックを行うこ
 とで成長を促進し、資本市場の健全な発展に寄与するとい
 う高い志を備えたプロフェッショナルの育成・輩出を行って
 います。

人材戦略の全体像



2 多様な人材の採用

当法人では、中期的な人員計画に基づき、公認会計士試験受験者を対象とした定期的な採用に加え、実務経験・専門知識を有する多様な人材を確保するために、中途採用（キャリア採用）を積極的に行っています。採用に際しては、採用に関する方針および手続を定め、監査業務の遂行に必要な能力を保持した誠実な人材を採用しています。

ア採用) を積極的に行っています。採用に際しては、採用に関する方針および手続を定め、監査業務の遂行に必要な能力を保持した誠実な人材を採用しています。

3 職位に応じた役割を達成する実践的な研修

当法人では、社員・職員が「求める人材像」に着実に近づけるように、デロイトと共通の体系的な研修プログラムを用意しています。

職位ランク別に期待される役割を明確に定め、当該役割を果たすために各職位で必要となる各種スキルを研修を通して確実に身に付けさせるため、「スタッフまでは育てる」「マネージャー以上は強みを伸ばす」という育成理念のもと、各スキルの十分な習得機会と、習得したスキルを業務に即座に生かすことができる実践的な研修を実施しています。

・社員・職員一人当たりの平均研修時間^{*1} **72時間**

・研修に対するフィードバックアンケートの結果^{*2}

Q. 研修内容は業務に活用できますか？

Q. 研修目的を達成できる内容でしたか？



※1 2016年4月から2017年3月の平均研修時間

※2 2016年4月から2017年3月のアンケート結果

監査職研修体系概念図

ランク別	Technical and Professional capabilities						Leadership capabilities							
	ベーススキル	プロフェッショナルスキル					ソフトスキル				昇格時研修			
社員・ディレクター*	・職業倫理 ・コンプライアンス ・独立性 ・レピュテーション ・情報セキュリティ ・インサイダー ・トーマツカルチャー	監査基準委員会報告	Audit Excellence	リスクアプローチ 変革	不正対応	アナリティクス	IFRS	会計・監査・税務（春季・秋季）アップデート	コミュニケーション プレゼンテーション	リーダーシップ（他流試合含む） プロジェクトマネジメント	タイムマネジメント	人材育成	グローバル対応	社員・ディレクター
シニアマネジャー														新任シニアマネジャー
マネジャー														新任マネジャー
シニアスタッフ														新任シニアスタッフ
スタッフ														シミュレーション型 リスクアプローチ

※ディレクターとは職員のうち、管理職の最高位にある者です。

4 キャリアデベロップメントを支援する仕組み「アセッサー制度」

当法人では、アセッサー制度を導入し、一人ひとりの適性・志向に合わせたキャリア形成が実現できるよう、経験豊富な上司がサポート役のアセッサーとして付き、面談により将来のキャリアなどについて随時相談できるようサポート体制を整えています。アセッサーは、監査チームのメンバーとは異なる伴走者の役割を担っており、高品質な監査を実現するための人材一人ひとりの成長をサポートする有効な仕組みとなっています。

アセッサーの3つの役割

- ①定期的な面談を通じて本人の中長期的なキャリアのアドバイスをを行います
- ②監査チームと連携し、本人の育成・成長状況のモニタリングを行います
- ③本人の長所や成長課題を取りまとめて客観的にコメントし、評価者に連携します

5 監査品質を最重視した評価・昇格の実施

高品質な監査を実現するため、社員・職員それぞれに適した評価・昇格制度を定め、一人ひとりが期待される高品質な監査を行えたかを厳格に評価し、昇格に際して重視しています。

5-1 監査品質とコンプライアンスを最重視した社員評価・登用制度

監査チームの責任者である業務執行社員の評価・登用においては、監査品質とコンプライアンスを最も重視した評価・登用制度を運用しています。

社員の登用・評価・品質管理能力向上制度

登用

社員登用の可否は、資質、能力、貢献度の基準により審議されますが、特に、品質管理に関する資質、能力等を重視して審議すべきことを、社員登用規程に定めています。

業務遂行

監査チームとは独立した審査担当社員が、監査チームの業務執行社員の品質管理能力を評価しています。

等級・評価・報酬

職能評価項目の中で「品質への貢献」を最重視しています。幅広い情報を評価に反映させるため、品質管理項目を重視した「360度評価」を実施しています。外部検査（⇒P.38参照）の結果を社員報酬に反映させる仕組みとしています。

研修

社員全体の監査能力向上のため、品質管理能力の評価に応じて品質向上プログラムを適用しています。

5-2 育成に重点を置き、成長を加速する職員評価制度

職員の評価においては、デロイトと共通のツールを用い、監査現場でのOJTと評価を密接に連携させています。また、監査品質の維持・向上を目的とし、「職業的懐疑心の発揮」「監査厳守事項の実践度合い」など監査品質に関する評価項目

を設定しています。タイムリーかつ高頻度なフィードバックを通して、日々の監査業務における品質の向上と、職員一人ひとりの着実な成長を追求しています。

成長をバックアップする5つの構成要素



Check-Ins

(タイムリーかつ高頻度なフィードバック)

チームリーダー(上位者)とチームメンバー(下位者)が原則2週間に一度、期待役割やタスク分担への意識を合わせ、次の面談で結果や達成度を振り返ることで個人のパフォーマンスおよび評価の妥当性の向上を目指しています



Performance Snapshots

(プロジェクト評価)

定期的にチームリーダーがチームメンバー個人のパフォーマンスを測定し、タイムリーなフィードバックを行うことで着実な成長を追求しています



Pulse Surveys

(チームのエンゲージメントサーベイ)

定期的にチームやチームリーダーの状況についてサーベイを実施し、チームのパフォーマンス向上を目指しています



Career Counseling

(個人の強みや中長期的なキャリアを意識した対話)

アセッサーは四半期に一度アセッサーと面談を行い、個人の強みや中長期的なキャリアを意識した対話を行うことで、一人ひとりのパフォーマンス向上を目指しています



Talent Reviews

(育成のための議論)

部門長は定期的に、チームリーダーやアセッサーの意見を集約したうえで、一人ひとりの育成のための議論を行い、個人のパフォーマンスに応じた処遇・育成を推進しています

監査厳守事項 (Audit Imperatives)

基本原則

以下の基本原則は、高品質な監査を実践するための基礎をなす。それゆえ、一つひとつの、そして全ての監査での一貫した運用が必須である。



誠実性、倫理観およびプロ意識を持って行動する

最高水準の誠実性、倫理観およびプロ意識を保持する。監査の過程を通じて、独立性、客観性および懐疑心を保持し続ける。



監査人の重要な役割を認識する

公共の利益のための職業的責任を心に刻みそして履行する。独立性を保持し、利害関係者を守り、資本市場の信頼を高めることに全力を傾ける。



常に学習する

常に学習するように努め、自らのそして他のメンバーの監査スキルを向上させることにより、専門家としての成長を促進し、最高の監査品質の達成を実現する。



たゆまぬ改善

過去の監査経験や検査結果を活用し、継続的に計測し、学習し、より高品質の監査を提供する。



生きた監査品質

一人ひとりが、そしてトーマツの全員が、品質に責任を持つ。

優先事項

01 内部統制

02 リスク評価

03 会計上の見積り

04 コンサルテーション

05 提供する監査業務の変革

06 新しい会計基準

07 監査実施の最適化

08 監督

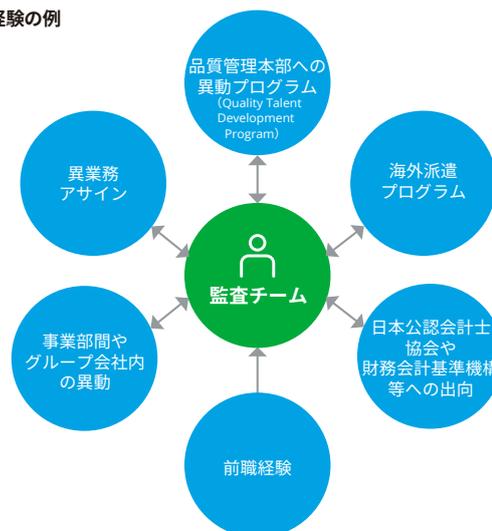
6 多様な経験を積むための機会の提供と活用

当法人では、多様な経験を積むための機会を積極的に提供することで、職業的懐疑心の醸成や監査人として期待されている役割を十分に果たせる人材の育成を行っています。

具体的には、当法人内の他事業部やグループ会社への異動を通じた監査業務以外の経験を積むことで、監査業務における企業環境の深度ある理解や適切なリスク評価を行うことができる人材の育成に取り組んだり、品質管理本部への一定期間の異動を戦略的に行っています。

異動を通じて得た経験を監査の現場に持ち帰ることで、法人としての品質の強化とさらなる均一化に取り組んでいます。

多様な経験の例



7 Diversity & Inclusion の取り組み

当法人では、Diversity & Inclusionを推進することで、一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できる環境を目指し、

結果としてさらに高品質な監査を実現できるよう、取り組みを進めています。



Inclusion強化

女性、外国籍、LGBT、障がいのあるメンバーなど多様性を持つ人材が、フルポテンシャルを発揮し、活躍できるInclusiveな環境を実現します。



女性活躍推進

女性が長期的なキャリアを描き、活躍できる環境と制度を整備しています。研修やプロモーションに向けた育成計画の作成・実行など、女性の活躍を後押しする様々なサポートを用意しています。



両立支援

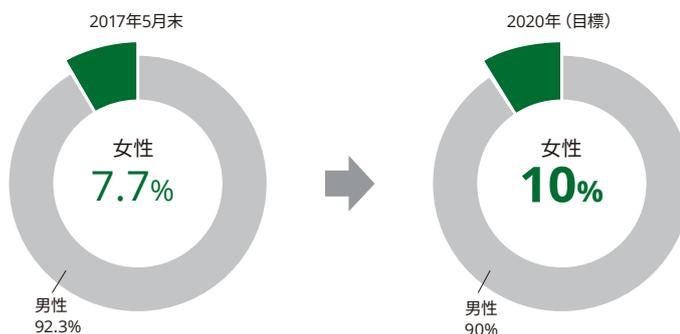
在宅勤務や各種ワーキングプログラムなど、ライフイベントやライフプランに合わせることができる柔軟な勤務形態を積極的に導入しています。また、有給休暇や男性育児取得の促進を行い、ワークライフバランスの向上に向けた各種取り組みを推進しています。



より良い風土への進化

一人ひとりがDiversity & Inclusionの重要性を理解し、多様性を歓迎し、受け入れる企業文化を浸透させ、正しい行動へとつなげていくことを目標に、研修やネットワーキングなどを企画、実行しています。

女性社員・ディレクターの割合



IV 職業倫理・独立性・コンプライアンス

監査品質の基盤である職業倫理の遵守や独立性の保持を徹底するため、全社員・職員へ浸透する仕組みを構築し、これらを何よりも重視する組織風土を醸成しています。

1 職業倫理・独立性等の専門部署の設置

当法人は、社会からの期待に応えるため、高いレベルの職業倫理の遵守、独立性の保持およびコンプライアンスの遵守を重視しています。

当法人では、公認会計士法、関連する諸規則に加え、より厳しい規程をデロイト トーマツ グループ独自に定め、全ての職員・社員にこの遵守を求めています。

さらに、職業倫理、独立性およびコンプライアンスに関する諸問題の窓口として、レピュテーション・クオリティ・リスク

マネジメント本部を設置し、各種規程の整備や、社員および職員への研修を実施するとともに、これらの遵守状況のモニタリングを行っています。

特に、独立性の保持は、監査品質の基盤をなす重要な課題であり、経験豊富な社員を独立性担当責任者 (Director of Independence : DOI) に選任し、適時に課題に対処できる体制を整えています。

2 職業倫理意識の浸透

専門家としての職業倫理は、社員・職員一人ひとりの高いプロフェッショナル意識を基礎としています。

当法人では、デロイト トーマツ グループのメンバーが遵守すべき行動規範であるデロイト トーマツ グループ Code of Conductを定め、定期的に研修を実施しその浸透を図り、倫理上の判断力と意思決定能力の養成をサポートしています。また、全ての社員・職員を対象に、年次で、その理解と遵守状況を確認しています。

さらに、エシックス委員会を設置し、エシックスプログラムに関する方針を決定し、その実施状況の定期的なモニタリングを行っています。

倫理コンプライアンス研修受講率
(2017年5月期)



3 独立性の遵守状況のモニタリング

当法人では、社員および一定職位以上の職員に対し、その保有する金融資産を独立性モニタリングシステム (Global Independence Monitoring System : GIMS) に登録することを義務付けています。レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部は、GIMSの登録状況をモニタリングし、独立性に関する諸規則への遵守状況を検証するとともに、問題が生じた場合には直ちに解消を図っています。また、全ての社員・職員を対象に、年次で、独立性に関する確認手続を実施しています。

職業倫理・独立性等
年次確認書提出率 (2017年5月期)



4 独立性規則違反を未然に防ぐグローバルなデータベースの活用

当法人は、デロイトの全世界のメンバーファームの被監査会社等の情報を登録したデータベース (Deloitte Entity Search and Compliance : DESC) をデロイト内で共有しています。こ

れにより、独立性の保持が要求される会社に対し、当法人や他のメンバーファームが同時提供禁止業務を提供することを防止する体制を整備しています。

5 社員ローテーション

当法人では、公認会計士法および日本公認会計士協会の倫理規則、米国証券取引委員会 (SEC) 規則等に準拠して、社員ローテーションに関する内部規程を定めています。個別の監査業務を実施する業務執行社員 (⇒P.29 参照) お

よび審査担当社員 (⇒P.36 参照) は、独立性を阻害するなれ合いが生じることを未然に防止するため、当該規程に基づき、同一の被監査会社の監査業務に一定期間以上従事しないようにしています。

6 情報セキュリティ

当法人では、デロイトのグローバルセキュリティポリシーに準拠して、情報セキュリティ規程その他の情報セキュリティ対策の実施に必要な規程を定めています。

また、全ての社員・職員を対象に、情報セキュリティに関する研修を実施するとともに、年次で、その理解と遵守状況を

確認しています。

さらに、情報管理の徹底を図るため、2017年5月に、日本の監査法人では初めて、グループ全体で情報セキュリティマネジメント規格ISO27001の認証を取得しました。

7 仮想デスクトップインフラ (VDI)

当法人では、PC紛失等に起因する情報漏えいリスクを未然に防止するため、仮想デスクトップインフラ (Virtual Desktop

Infrastructure : VDI) を導入し、監査情報その他のデータをPC内に保存せず、法人内サーバーで一元管理しています。

8 コンプライアンス・ホットライン (通報窓口)

当法人では、法令違反行為および不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化ならびに業務および管理業務の品質向上に資することを目的として、コンプライアンス・ホットライン (通報窓口) を設置し連絡先を社内イントラネット・社外ホームページにて公表し、内部・外部からの通報を受ける体制をとっています。

通報の取り扱いに当たっては、内部または外部の弁護士が関与して秘密保持を徹底し、通報者が不利益を受けることがないように細心の注意を払っています。また、適切な通報を行った者が解雇その他のいかなる不利益も受けないことを内部規程で定めています。

V デロイト トーマツ グループ

クライアントが抱える経営課題に対して、クロスボーダーで各分野のプロフェッショナルが連携し、高品質な監査と価値あるサービスを提供しています。

1 デロイト トーマツ グループ

デロイト トーマツ グループは、グループ全体のガバナンス・経営執行を担うデロイト トーマツ 合同会社、クライアントにサービスを提供する事業法人である有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人等、ならびにグループ全体のコーポレート機能を担うデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社から構成されています（下図参照）。各事業法人はそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を多国籍企業や主要な日本企業に提供しています。グループ総人員は、国内約40都市で約11,000名にのぼり、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループです。

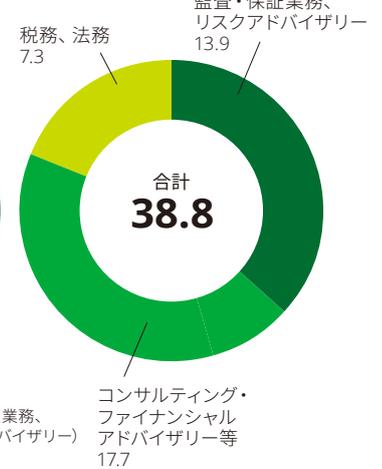
デロイト トーマツ グループ 業務収入
(2017年5月期：2016年10月～
2017年5月の8カ月決算)

(単位：百万円)



デロイト 業務収入
(2017年5月期：
2016年6月～2017年5月)

(単位：10億米ドル)



デロイト トーマツ グループ内の主要法人と組織構成 (2017年9月末)

グループガバナンス 経営執行	デロイト トーマツ 合同会社					
ビジネス区分	監査・保証業務	リスク アドバイザリー	コンサルティング	ファイナンシャル アドバイザリー	税務・法務	コーポレート*
主要法人	有限責任監査法人トーマツ	デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社 (DTC)	デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社 (DTFA)	デロイト トーマツ 税理士法人 DT 弁護士法人	デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社 (DTCS)	

*グループ全体のコーポレート機能を担っています。

2 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(DTTL)とメンバーファームのネットワーク

2-1 グローバルネットワークの概要

デロイトのグローバルネットワークは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL) ならびに各国・地域のメンバーファーム等によって構成されています。世界 150 を超える国・地域に約 245,000 名の専門家を擁し、深い洞察に基づき、高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。

2-2 DTTL への関与

デロイト トーマツ グループ CEO である小川陽一郎は、DTTL のエグゼクティブメンバーを務め、また、当法人のボード議長の永田高士は、DTTL のボードとガバナンス・コミッティのメンバーを務めています。DTTL の経営組織に参画することで、グローバルの高い視座から監査や監査法人を取り巻く環境の変化を俯瞰し、デロイト トーマツ グループとしてどのように進むべきかを再検討し、絶え間ない改善を推進しています。

グループ CEO からのメッセージ



デロイト トーマツ グループ CEO
小川 陽一郎

デロイト トーマツ グループは、監査・保証業務をはじめ、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務などの分野を包含する総合プロフェッショナルファームです。私たちは、デロイトの全世界のメンバーファームが共有する存在理由(Purpose)として「Deloitte makes an impact that matters」を掲げ、グループ内の多様な専門家によるビジネスの垣根を越えたコラボレーションを通じて、クライアント企業のみならず社会全体にとって最も重要と思われる課題に挑戦し続けています。近年、企業を取り巻く環境は、政治、経済、技術、社会などのあらゆる面において、グローバルな規模で急速かつ大規模な変化が起きています。また、ガバナンスコードの制定やESG(環境・社会・企業統治)投資の拡大に見られるように、企業経営には公平性や持続可能性に加えて、格段の透明性と社会性が求められるようになってきています。

こうした急激な環境変化の中で、私たちは総合プロフェッショナルファームとしての強みを生かし、全世界のデロイト ネットワークとも連携をしながら、各種の規制や高まる業務品質への要求などにおいて、ステークホルダーからの期待に率先して応えていく責務を負っています。特に、デロイト トーマツ グループの中核を担う有限責任監査法人トーマツは、グループの持続的な成長を支えるとともに、全世界のデロイトの監査品質の向上を積極的にリードすることで、経済社会の発展に貢献していくことが期待されていると認識しております。

デロイト トーマツ グループは、間もなく創業 50 周年の節目を迎えます。私たちは、会計監査を起点として積み上げてきた歴史と伝統を堅持し、これからも監査品質の向上を軸に、グループ一丸となってあらゆるサービスの品質向上に継続的に取り組んでまいります。

2章

高品質な監査への取り組み



I 高品質な監査の実践

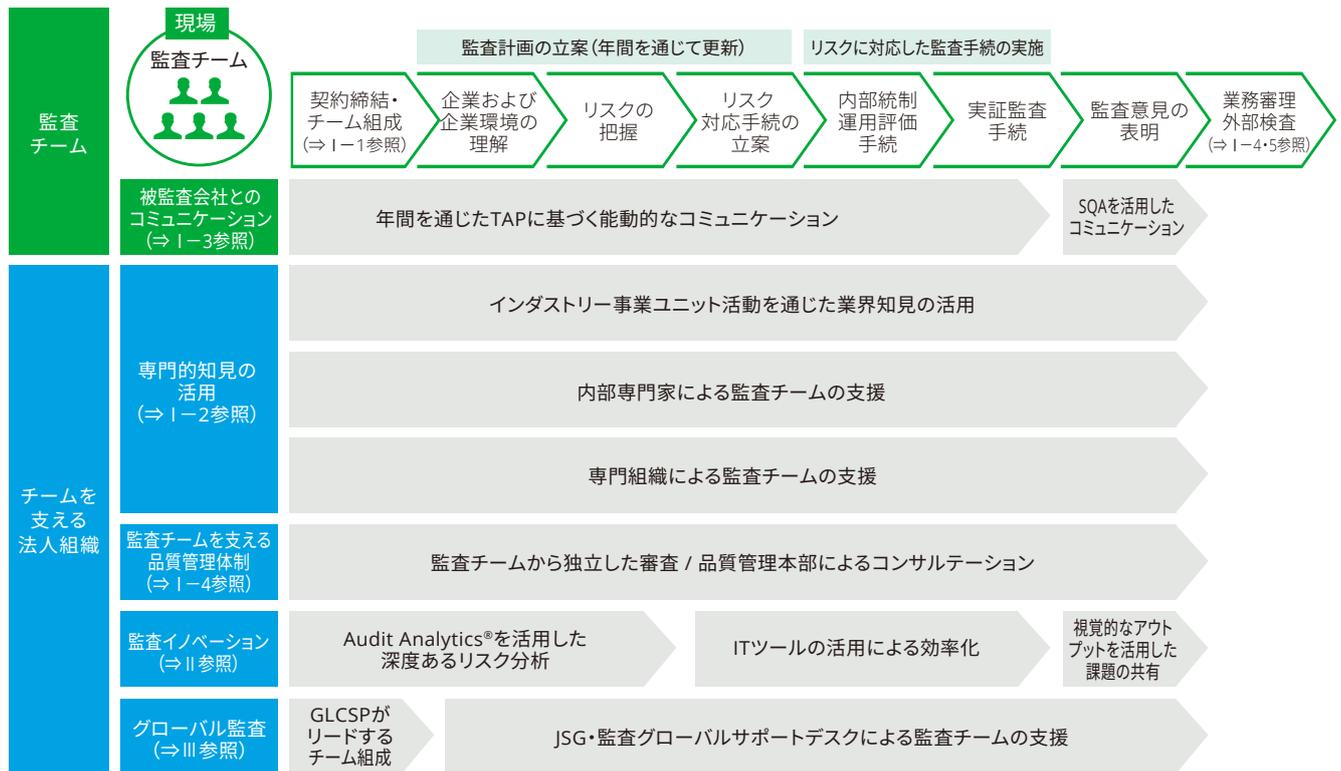
- 1 監査契約の締結と監査チームの組成
- 2 専門的知見を生かした監査
- 3 被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション
- 4 監査チームを支える品質管理体制
- 5 外部検査

II 監査イノベーション

III グローバル監査

I 高品質な監査の実践

当法人は、被監査会社の財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上に寄与することにより、経済社会に広く信頼と安心感を提供することを目指しています。
被監査会社と相対する個々の監査チームは、法人の各種リソースを十分に活用し、高品質な監査を実践しています。



監査契約が締結されると、被監査会社の企業環境、組織課題等の分析に基づき、責任者である業務執行社員のもと、インダストリー知見を有する公認会計士の配員や内部専門家の活用を考慮して、被監査会社にとって最適な監査チームが組成されます。また、被監査会社がグローバルにビジネスを展開している場合には、グローバルリードクライアントサービスパートナー (GLCSP) のもと、海外子会社の監査チームとも連携してグローバル監査に対応できるチーム組成を行います。

監査の実施に際しては、被監査会社のステークホルダーのニーズ、企業環境、事業戦略、組織課題等を分析し、被監査会社の中期的な課題を抽出することも必要となります。そのため上場会社の全ての監査チームは、年度の監査計画と

は別にチームアクションプラン (TAP) を立案して、被監査会社の経営者・監査役等と中長期の視点に立った議論を能動的に行い、深度ある監査を実施しています。

監査計画やTAPに基づいて実施された監査チームによる監査業務のパフォーマンスは、Service Quality Assessment (SQA) により、被監査会社からフィードバックを受けます。監査チームはこのSQAから抽出された課題に基づいて、経営者・監査役等とのコミュニケーションを深め、次年度以降の監査計画等の改善に反映します。

このような年度ごとのサイクルを通じて、それぞれの監査チームが高品質な監査を実践しています。

1 監査契約の締結と監査チームの組成

1-1 監査契約の新規の締結と更新

監査契約を新規に締結する際には、企業と当法人（社員および職員を含む）の独立性の確認その他の利害関係の有無を調査するとともに、企業および経営者の姿勢やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件および監査業務のリスク等を検討します。

監査契約の更新の際には、監査業務のリスク等の再評価を行い、更新の是非を判断しています。

1-2 監査事務所間の引き継ぎ

当法人が前任監査人となる場合または後任監査人となる場合のいずれにおいても、監査事務所間の引き継ぎに係る方針および手続に従って、監査業務を適切に引き継いでいきます。

1-3 監査チームの組成

監査チームは、責任者である業務執行社員^{※1}のもと、公認会計士資格を有する主査^{※2}を中心に、ITや税務等の内部専門家も含めて構成されます。グローバル展開している被監査会

社に対しては、GLCSPの指揮のもとで、海外子会社ごとに適切な監査チームを組成し、グループ一体で監査する体制を整えます（⇒P.43参照）。

監査チームのメンバーには、被監査会社の属する業界に合った専門的な知見や、グローバル対応力を有する人員を適切に配置します。

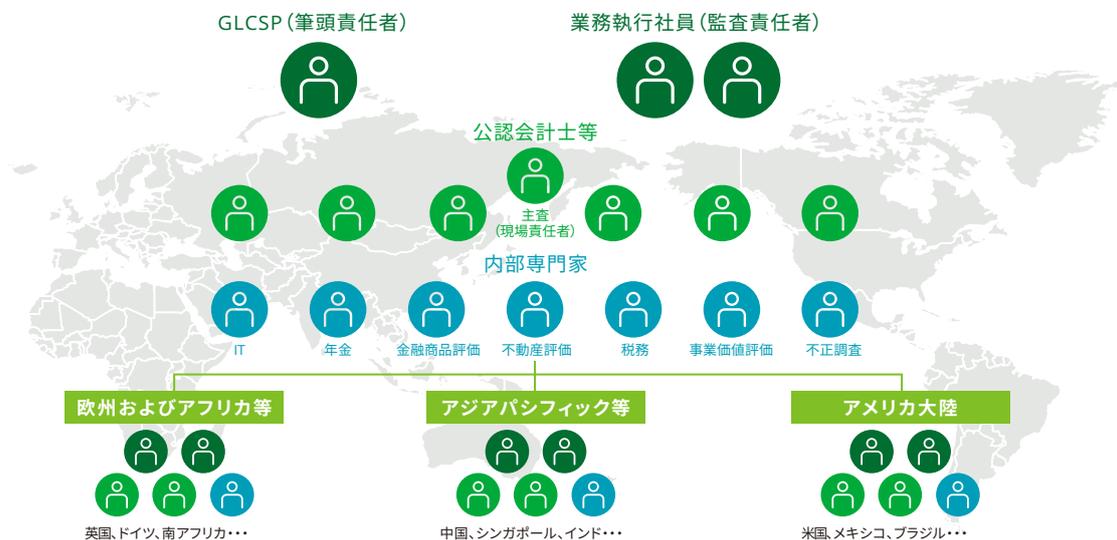
また、監査チームをリードする業務執行社員が十分な時間を確保できることも考慮しています。

これらの手続を通じて、被監査会社にとって最適なチーム構成のもとで効果的かつ効率的な監査を実施します。

※1 業務執行社員：
被監査会社とのコミュニケーションをリードし、被監査会社のリスクや課題を理解のうえ、監査計画の立案、監査の実施、監査意見形成に至る監査業務の全般にわたり監査チームに責任を持ちます。また、グローバルに監査チームが組成される場合には、各国の監査チームの責任者を統括するGLCSP（筆頭責任者）が配置されます。

※2 主査：
各人が担当領域を持ち、監査計画に従った監査手続を実施し、監査調査を取りまとめる現場責任者。被監査会社とのコミュニケーションにおいても業務執行社員を補佐するとともに、チームメンバーが作成した調査書の査閲を通じて、監査チームとしての意見形成の基礎情報を取りまとめます。

グローバル監査チームの体制



2 専門的知見を生かした監査

2-1 インダストリー（業界）知見の活用

・インダストリー事業ユニット

当法人では、被監査会社の属する業界を10のユニットに分けてインダストリー事業ユニットを形成し、監査業務に従事する社員およびマネジャー以上の職員が参画しています。

インダストリー事業ユニットでは、全国の部門横断的なネットワークの場等で、業界ごとの規制や業界動向、特有の会計処理や最新の監査技術等を共有しています。また、新しい会計基準の検討課題を業界に精通したメンバーで議論し当法人内で共有するだけでなく、会計基準策定団体（ASBJ）への意見を具申するとともに、外部向けのセミナーを開催するなどの活動を行っています。

業務執行社員や審査担当社員の選任に当たっては、被監査会社の属する業界のインダストリー事業ユニットに参画している社員を選任する体制を整え、業界ごとの専門性を生かした監査を実施しています。

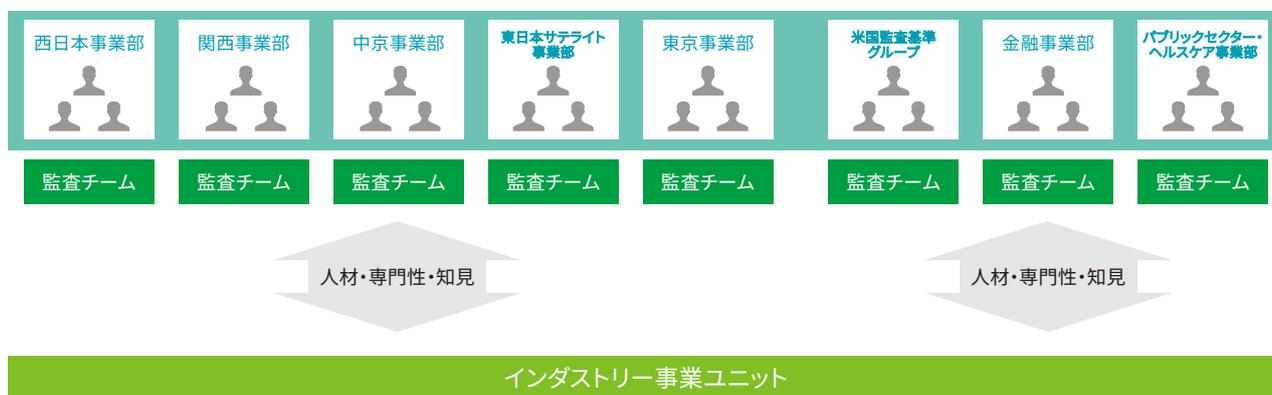
・デロイトとのグローバルな業界知見の共有

デロイトでは、監査だけでなくリスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務の各領域の専門家が持ち寄った業界知見や情報を共有し、業務に生かしています。

当法人の監査チームも、デロイトが開発した研修プログラムや各国の業界の動向等の最新知見を活用しています。

また、当法人は、各国・各サービス領域のデロイトのプロフェッショナルとの人的ネットワークを構築しています。こうしたネットワークを通じて、グローバル監査チームの組成や各国における業界固有の論点に関わる監査手続の実施に、各国の専門家を活用しています。

インダストリー事業ユニットの体制



2-2 内部専門家の活用

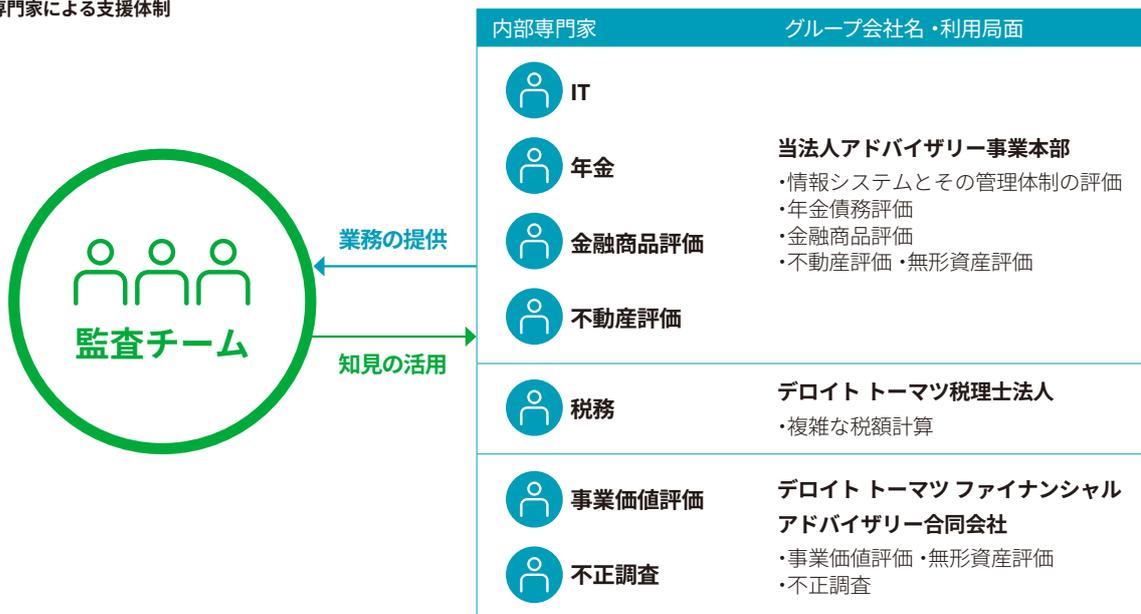
監査業務においては、被監査会社を取り巻く事業環境の変化、ITの高度化、国際間取引の増加等に対応するため、会計・監査以外の専門性も求められます。

当法人では、被監査会社に対し最適な監査を実施するため、グループ内の多数の専門家が監査チームに参画し、情報システムやその管理体制の評価、年金債務等の特殊な数理計

算、金融商品の評価、不動産の評価、複雑な税額計算、事業価値評価、不正調査などの専門領域の知見を活用して監査業務をサポートしています。

また、監査チーム内の内部専門家は、当法人のアドバイザー事業本部、デロイト トーマツ税理士法人またはデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社のプロフェッショナルから選任できる体制となっています。

内部専門家による支援体制



2-3 米国基準監査の体制

・米国基準監査に特化した業務遂行体制

米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) 監査基準業務の品質向上を使命とする専門部署 (PCAOB Audit Quality Office) を設け、デロイトと連携して、専門的知見を生かした監査を提供するための組織基盤の確保に努めています。

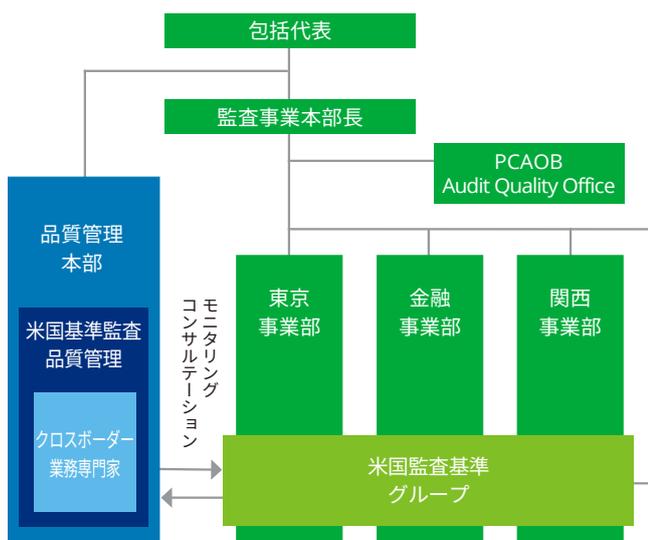
そのために、米国基準監査業務に精通した全社員・職員は米国監査基準グループに所属し、デロイト共通の米国基準監査に特化した必須研修の受講のほか、月次研修や海外研修等により、最新の監査技術と会計・監査基準動向の習得など高い専門性の維持・向上を図っています。

・サポート・審査体制

米国基準における監査・会計上の諸問題は、品質管理本部および内部専門家へのコンサルテーションを通じて解決しています。また、必要に応じて、米国におけるメンバーファームの品質管理部門や特定領域の専門家より、米国の最新動向を踏まえたコンサルテーションや助言を得ています。

監査意見形成までの審査等プロセスは日本基準適用会社の監査 (⇒P.36 参照) と基本的に同一ですが、審査担当社員以外に米国より派遣された日本駐在のクロスボーダー業務専門家も同様にレビューします。さらに、開示書類や複雑な問題・事案などについては、米国証券取引委員会 (SEC) 業務専門家もレビューする体制を構築しています。

米国基準監査の体制



2-4 国際財務報告基準 (IFRS) 適用会社等に対する 監査の体制

資本市場で適用が拡大している国際財務報告基準 (IFRS) に監査チームが適切に対応するために、以下の方針・体制を整備しています。また、今後の適用会社数の増加に対しても、十分な対応を継続していきます。

・監査実施体制

当法人では、IFRS適用会社等の監査チームがIFRS監査業務従事要件を満たすことを義務付けており、IFRSに関する所定の研修や実務経験を有する社員・職員が監査チームに配置されています。加えて、監査チームが監査に利用する方針・ガ

イダンス・マニュアル・様式などを整備したうえで、IFRS適用会社等の監査に関する留意事項を定期的に監査チームに伝達しています。

・人材育成体制

当法人では、IFRSに関する知見をプロフェッショナルスキルの一つと位置づけ、組織的・体系的にIFRSに関するトレーニングを実施しています (⇒P.19参照)。

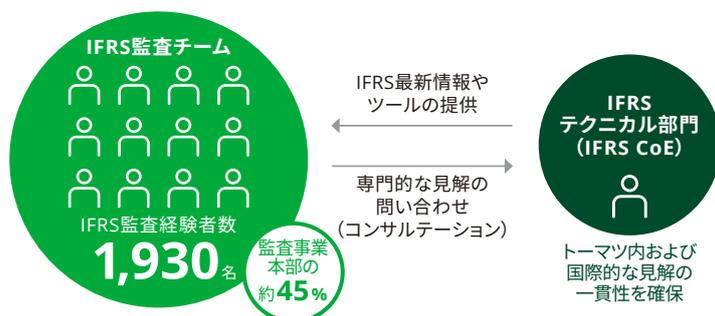
当法人では、1,930名の社員・職員がIFRS適用会社等の監査に関与した経験を有しており、これは監査に従事する社員・職員の約45%の水準となっています (2017年3月末)。今後も、関与先のIFRS適用予定も踏まえて計画的な人材の強化を進めていきます。

・コンサルテーション・審査体制

当法人は、IFRSの適用についてのデロイトのグローバルでの解釈や実務との一貫性を確保しつつ、監査チームに対するIFRSテクニカルコンサルテーションを日本国内で行える体制を構築しています。また、デロイトのIFRSネットワークにおける主要拠点の一つとして、日本における活動に加え、デロイトのグローバルでのIFRSに関する方針・ポジションの決定にも直接参画しています。

監査意見形成までの審査等プロセスは日本基準適用会社の監査 (⇒P.36参照) と基本的に同一ですが、審査はIFRSに関する所定の研修および実務経験を有する社員が実施しています。

IFRS適用会社等に対する監査体制



2-5 不正リスクへの対応

被監査会社で発生する可能性がある財務諸表に影響を及ぼす不正等の重要な虚偽表示を見逃さないためには、監査チームの個々のメンバーが、被監査会社のビジネスに対して深い洞察に基づいた職業的懐疑心を発揮することが不可欠です。監査チームが実施するミーティングでは、Audit Analytics® (⇒P.39参照)等の分析結果やメンバーが監査の過程で把握した特異な傾向などの情報をもとに、不正の兆候を見逃さないよう、慎重な検討が行われています。特に、被監査会社が新規ビジネスを開始した場合やその属する業界の景気が悪化した場合等、事業環境に変化が生じた場合には、より慎重な検討を行っています。

・不正リスクに対応する審査制度

監査チームが不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合やこれを示唆する状況を識別した場合には、品質管理本部に事前相談し、この助言・指示のもとで監査を実施します。この監査結果については、審査担当社員の審査に加え、より専門性の高い品質管理本部の審査室による審査を受け、適切な不正リスク対応と監査判断が実施されていることを確認しています。

これと同時に、事業部長や監査事業本部長は、監査チームから報告を受け、必要に応じて、監査チームの増員や不正専門家の配員等の適切な措置を講じます。

・不正事例の研修

当法人の社員・職員は、過去の不正事例に基づいて作成された研修プログラムの受講を通じて、不正リスクの識別能力の向上に努めています。

また、実際に不正事例を担当した業務執行社員がその経験に基づき、不正を見逃さないための留意点や不正を発見した場合の対応方法を実践的に解説することで、職業的懐疑心の向上を図っています。

・不正関連情報への対応制度

(コンプライアンス・ホットライン)

当法人では、被監査会社に関する不正関連情報を受け付ける専用の窓口(コンプライアンス・ホットライン)を設け、法人外部からの情報提供を受け付ける体制を整えています(⇒P.24参照)。

コンプライアンス・ホットラインに寄せられる不正関連情報は、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部が一次窓口となり、関連する業務執行社員、審査担当社員および品質管理本部と対応を協議します。

・不正調査の内部専門家の知見の活用

監査チームは、被監査会社への監査の過程で、必要に応じてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社の不正調査専門家の知見を活用しています(⇒P.31参照)。監査チームは、不正発生時のみならず、必要に応じて監査の計画策定段階から不正調査専門家の参加を要請し、不正の兆候を見逃さないようあらゆる角度から検討を行っています。

3 被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション

3-1 監査チームによる能動的な行動を促進する

チームアクションプラン (TAP)

監査チームは、常に被監査会社の事業環境の変化やステークホルダーからの期待を課題として先取りし、既存の手法や概念にとらわれずに検証していくことが求められます。

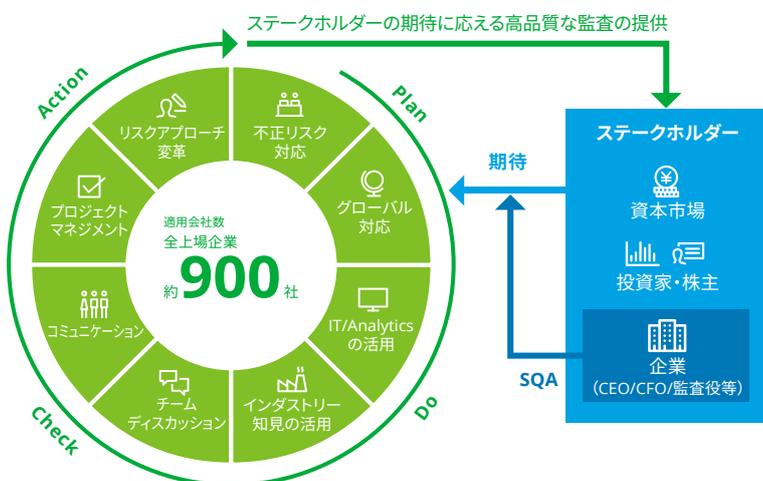
そこで、年度の監査計画とは別に、全ての上場企業の監査チームは、年間を通じたコミュニケーションプランであるチームアクションプラン (TAP) を立案して、被監査会社の経営者・監査役等と中長期の視点に立った議論を能動的に行い、深度ある監査を実施しています。

・チームミーティングによる情報共有の徹底

大規模な被監査会社に対する監査では、複数の拠点で同時並行的に監査チームが監査手続を実施します。

監査チームは週次から月次で全体ミーティングを行い、被監査会社から入手した情報や監査実施過程で把握した課題を共有し、適切かつ効率的な監査手続を遂行するように努めています。

TAPのPDCAサイクル



3-2 年間を通じたコミュニケーションの実施

監査チームは、監査計画に基づく監査を実施するだけでなく、刻々と変化する被監査会社の事業環境に対する理解を深め、内部統制やガバナンスの課題や不正等の可能性を早い段階で発見することも期待されています。

そこで監査チームは、定期的な監査計画や監査結果の報告以外にも、様々な機会に被監査会社との意見交換を行っています。例えば、被監査会社が計画中的新たなプロジェクト等に対して、あらかじめ留意すべき財務報告上の課題やリスクの内容、会計処理の判断や根拠の合理性等について、監査チームから被監査会社に提言することがあります。

CEO等とのコミュニケーションのテーマ (例)

- ・被監査会社の置かれている業界の動向
- ・事業計画・事業戦略の進捗状況
- ・短期・中長期の経営上の課題と施策
- ・グループ会社を含む不正リスク等

社外取締役とのコミュニケーションのテーマ (例)

- ・社外取締役としての会社への関与方針
- ・経営リスクの識別方法や手段
- ・自らの経営監視機能の発揮度合い
- ・執行担当取締役とのコミュニケーション状況

監査役等とのコミュニケーションのテーマ (例)

- ・監査役等が認識している経営課題
- ・監査役等の監査方針
- ・監査上の重点領域等
- ・内部監査部門との連携状況

3-3 Service Quality Assessment (SQA) を

活用したコミュニケーション

企業価値向上に資する監査の実現に向けた監査チームの取り組みは単年度で完結するものではありません。監査チームは、毎年監査業務終了後に、被監査会社のCFOおよび監査役等からService Quality Assessment (SQA)とこれに基づく意見交換会等を通じて得られるフィードバックに基づいて、次年度以降の監査計画等の改善に取り組んでいます。

SQAは、各監査チームのパフォーマンスが、当法人が目指す高

品質な監査を体現するものであったかを検証することを目的としています。

SQAでは、品質向上・価値提供への努力、迅速性・信頼性、コミュニケーションといった項目を質問項目とし、全ての上場被監査会社のCFOに対して調査を行っています。2016年1月期決算会社からは監査役等に対しても調査を行っています。SQAの回答は、監査チームを所管する監査事業本部・事業部で分析され、組織的かつ継続的な監査品質の向上への対応に活用しています。

監査役等向けSQAの質問項目の例—コミュニケーション

監査チームは、貴社とタイムリーで率直なコミュニケーションを行っていますか。

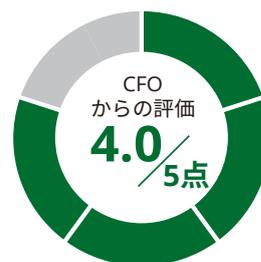
- ・ 監査計画の説明に際し、あらかじめ留意すべき財務報告上の課題やリスクの内容を伝達している。
- ・ 監査結果の報告に際し、専門家として客観的な検証を行った過程や結論を伝達している。
- ・ 経営者と監査チーム間で重要な見解の相違があった場合、適時・適切に調整されている。
- ・ 問題点の指摘などにおいて、会社側の意向に影響されることなく、自己の見解を経営者に明確に伝えている。

CFO向けSQAの質問項目の例—コミュニケーション

監査チームは、貴社とタイムリーで率直なコミュニケーションを行っていますか。

- ・ トップマネジメントと事業計画・戦略の進捗状況、不正リスクや課題についてコミュニケーションを実施している。
- ・ 監査計画の説明に際し、あらかじめ留意すべき財務報告上の課題やリスクの内容を伝達している。
- ・ 監査結果の報告に際し、専門家として客観的な検証を行った過程や結論を伝達している。
- ・ 経営上の課題について洞察を提示し、付加価値を高めている。
- ・ 報告書や説明資料を工夫し、専門性の高い論点について、わかりやすい説明を行っている。

Service Quality Assessment (2017年5月期)



※品質向上・価値提供への努力、迅速性・信頼性、コミュニケーションなどの質問項目を踏まえ、被監査会社の監査役等またはCFOが監査チームの業務を、5点満点で総合評価した結果の平均値。

4 監査チームを支える品質管理体制

監査チームは、監査計画の立案から年度の監査意見の表明に至る全過程において、監査事業本部の監査品質推進室や各事業部の監査品質推進担当からの注意喚起やモニタリング(⇒4-1)、審査担当社員による審査(⇒4-2)、品質管理本部によるコンサルテーション(⇒4-3)を受けながら、現場の監査を進めています。また、業務が完了した後に、デロイトの指揮・管理のもとで品質管理本部が主導する個別監査業務の定期的検証(業務審理)を受けています(⇒4-4)。

4-1 監査品質推進施策の現場への浸透

監査品質推進室は、品質管理本部と密接に連携し、品質管理の最新の動向や監査現場での実践面における課題を共有し、監査の革新・改善とその浸透のための施策を立案します。事業部の監査品質推進担当は、各事業部の課題やベストプラクティスを踏まえて立案された施策の監査現場での展開を支援し、実行状況をモニタリングします(⇒P.15参照)。

4-2 監査チームから独立した個別監査業務の審査

個別の監査業務の審査を行う審査担当社員は、監査チームの業務執行社員と同様に被監査会社に対して無限責任を負います。

審査担当社員は、監査チームから独立した立場で、監査業務の経験や専門能力を生かしつつ、業務執行社員とは別の目線で監査計画の立案から監査報告書の発行までの監査プロセスの全体を、期中を通じて審査します。

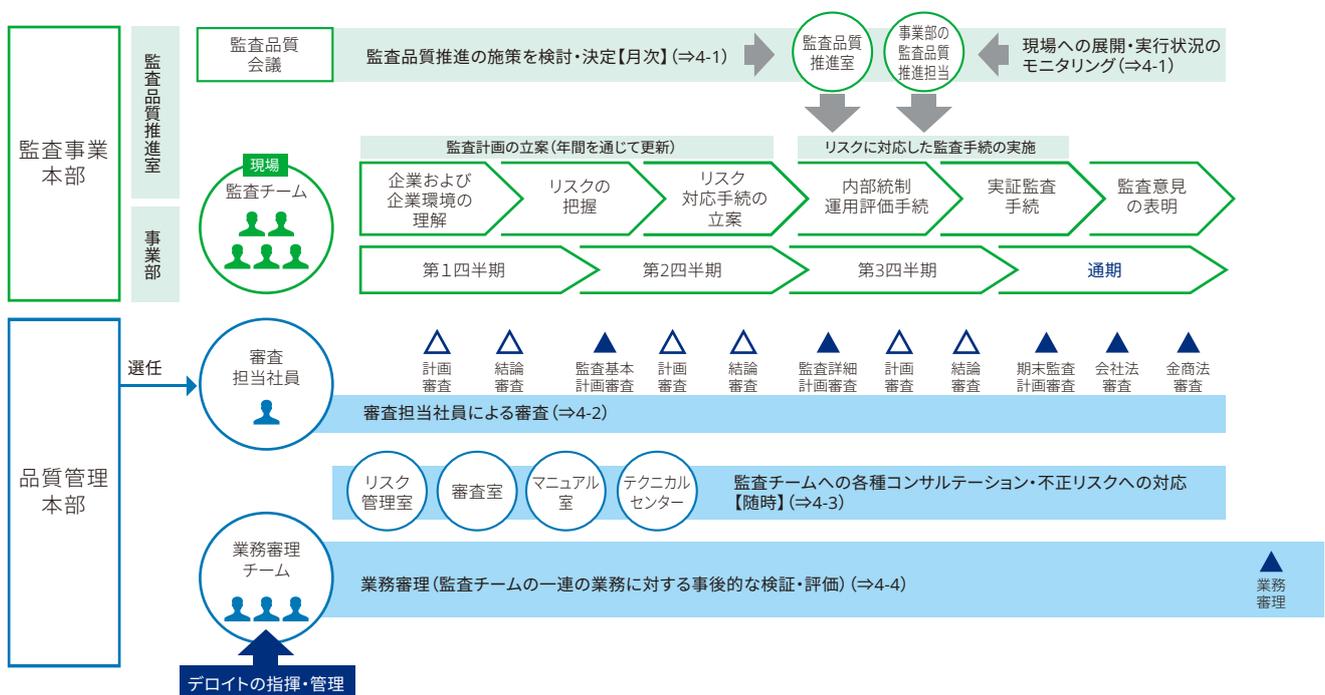
また、審査担当社員は、監査計画や四半期ごとのレビュー業務の意見形成に関する審査に加え、年間を通じて重要なタイミングごとに、被監査会社の会計・監査上の課題に対する被監査会社および監査チームの対応状況を確認し、審査の実効性を高めています。

さらに、品質管理本部が特に監査業務リスクが高いと判定した業務については、品質管理本部に所属するより専門性が高い専任審査社員等が選任され審査を行います。

専任審査社員等
約 40 名

(2017年5月末)

監査チームを支える品質管理体制



・監査上の判断が相違した場合の対応

監査チームの業務執行社員と審査担当社員との間で監査上の判断に相違がある場合には、品質管理本部に所属する審査室長が業務執行社員と審査担当社員と協議を行い、必要と認めた場合には、上位の審査機構である事前相談会議および審査会議にて協議を行います。

業務執行社員または審査担当社員が審査会議の結論に同意しない場合には、必要に応じてボードに意見聴取を行ったうえで最終的に、品質管理本部長が裁定を行います。

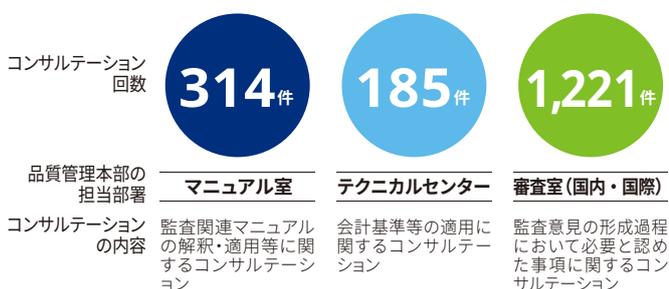
4-3 品質管理本部によるコンサルテーション

・事前相談制度の活用

監査チームは、被監査会社の属する業界や被監査会社のビジネスの変化を先取りして、能動的に対応する監査を目指しています。

これをサポートするため、品質管理本部では、監査チームが被監査会社の複雑で高度な会計上の課題や監査上の課題にタイムリーに対応できるように事前相談制度を用意しています。

事前相談制度の利用件数



※2016年10月から2017年5月までの8カ月の利用実績

4-4 品質管理本部によるモニタリング(日常的監視および事後的に個別監査業務等を検証する業務審理)

品質管理本部は、日常的監視(審査表に基づいた審査実施状況の確認やポートフォリオリスクレビュー等)や業務審理の実施を通して、法人全体の品質管理体制および個別監査業務が、法人が定めた品質管理システムに準拠して適切に維持されていることをモニタリングしています。

・ポートフォリオリスクレビュー

品質管理本部は、監査チームが実施している監査業務のうち年間約400件を抽出して、有価証券報告書や四半期報告書等の財務数値や適時開示書類等から、異常な指標を期中に識別しています。識別された異常点については、監査チームに対して直接インタビュー等を実施して、監査業務リスクに対して必要な措置がとられているかを確認しています。

・業務審理の概要

業務審理においては、デロイトの指揮・管理のもと、毎年、品質管理システムおよび個別監査業務がDPM[※]等に準拠して実施されているかを検証しています。評価結果は最終的にデロイトの業務審理責任者と協議のうえ決定されます。

全業務執行社員は少なくとも3年に1回は担当業務の業務審理を受けます。法人全体では、年間約150件を業務審理対象としています。

※DPM: Deloitte Policies Manual
企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準」に準拠し、全世界のデロイトメンバーファームが遵守すべき基本的な方針やルール。

・業務審理の体制

品質管理本部に所属する特に専門性の高い社員が、エキスパートレビューアーに選任されます。そのもとで、ITなどの内部専門家を含む150名超の社員等がレビューアーに選任され、個別業務の業務審理を実施します。

・業務審理の事後対応

業務審理において指摘事項がある場合には、指摘事項が監査意見の形成に与える影響等を評価し、必要に応じ、適切な是正措置を講じています。

また、品質管理本部の指示のもと、監査チームに改善計画を作成させ、審査担当社員が改善計画と改善状況の確認を実施したうえで、品質管理本部でその状況をモニタリングしています。さらに、法人全体に共通して改善が必要とされる指摘事項については品質管理本部からの通達や全国レベルでの集合研修等を通じて、社員・職員に周知されます。

5 外部検査

5-1 日本公認会計士協会 (JICPA) による

品質管理レビューの概要

日本公認会計士協会 (JICPA) は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度 (品質管理レビュー) を、自主規制として運用しています。

当法人を含む大手監査法人に対しては、原則として2年に1度の頻度で品質管理レビューが実施されます。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善を勧告されます。改善が図られない場合には、状況に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告等の措置が講じられます。

5-2 公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) による

審査および検査の概要

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所やJICPA等に立入検査等を実施しています。監査事務所に対する検査の結果、監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかに

なった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告しています。

5-3 米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) による検査の概要

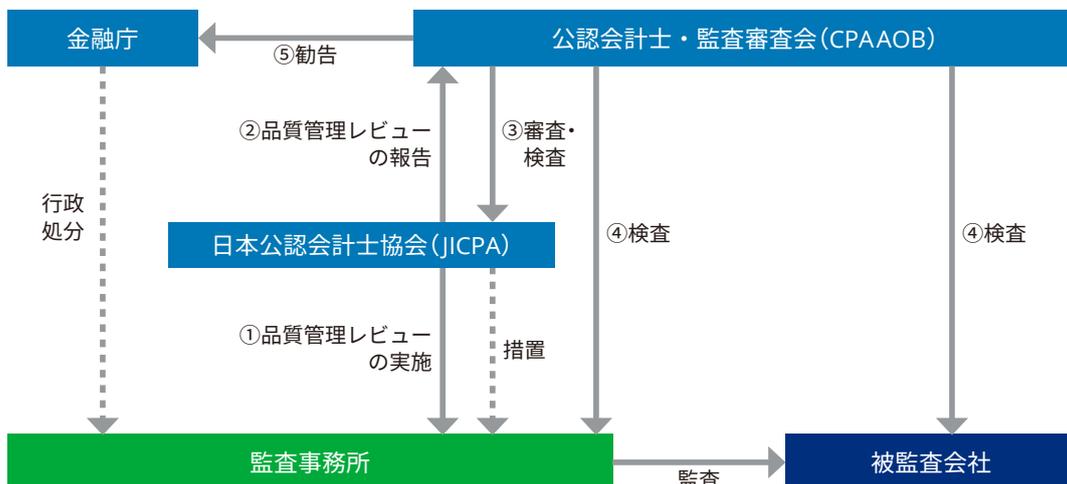
米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) は、米国証券取引委員会 (SEC) に登録する証券を発行する公開会社の監査を行う会計事務所に対し、定期的に検査を行っています。この検査では、個別監査業務の品質の評価および会計事務所の品質管理システムの実務、方針および手続がレビューされ、検査結果はPCAOBのウェブサイトにて公表されています。

5-4 当法人の対応

当法人では、JICPAによる品質管理レビュー、CPAAOBによる検査やPCAOBによる検査において指摘を受けた場合には、当該指摘を踏まえ、法人全体の品質管理の改善を図っています。

なお、昨年度の「Tohmatu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)」を発行して以降、2017年9月30日までの間に、行政処分その他の措置等を受けた事実はありません。

JICPA・CPAAOBによる外部検査の概要



II 監査イノベーション

テクノロジーの発展やビジネスの複雑化により、企業が直面する課題は複雑化・多様化しています。当法人は、これらの変化と向き合い、監査業務の有効性および効率性を確保した深度ある監査を実現するため、積極的に最先端の技術やITツールを導入しています。

1 新たな監査体験を生み出すITの活用

1-1 データの全量分析と視覚化を実現する

Illumia / Audit Analytics®

当法人は、Audit Analytics®を監査の現場で活用しています。Audit Analytics®は、2012年以降2017年6月末までで、延べ984社（被監査会社の子会社を含む）の適用実績があり、我が国の監査法人において最大の利用実績となっています。2020年までに全ての被監査会社に導入する予定です。Audit Analytics®を利用したソリューションは、伝統的なコンピュータ利用監査技法（CAAT）や仕訳テストにとどまりません。Audit Analytics®は、被監査会社の財務・非財務データが持つ様々な属性と外部データを組み合わせ、統計解析やデータの見える化を行い、徹底したリスク解析と高付加価値な監査を提供しています。これにより作成される視覚的なアウトプットにより、監査人の経験則だけでは捉えられない相関関係や特異な傾向・推移を容易に識別・検証することができ、新たなリスクを検出しつつ、効率的かつ効果的な監査を行うことが可能になります。また、企業が抱えるリスクを顕在化できることから、企業のリスクマネジメント強化に資する提言にも役立てられています。

Audit Analytics®の導入計画

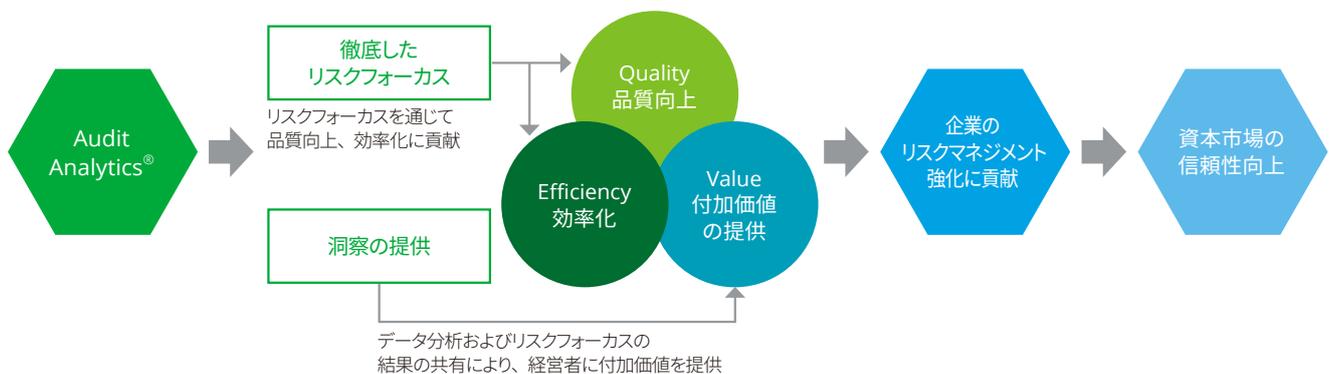


1-2 効率的なAnalytics導入を支える

Robotic Process Automation

監査チームがAudit Analytics®を導入するには、分析結果を導出するまでの財務・非財務データの加工等に、相当数の時間が必要となります。当法人では、データの加工等に、同種の作業を繰り返すことに長けたRobotic Process Automationを導入し、公認会計士やデータサイエンティストの作業時間を削減しています。これにより、監査チームが効率的にAudit Analytics®を導入することが可能となり、導入件数の拡大につながっています。

Audit Analytics®を通じた監査の変革



Audit Analytics®の適用事例

不正動機(予算達成)に着目して、押込販売の端緒を識別する分析

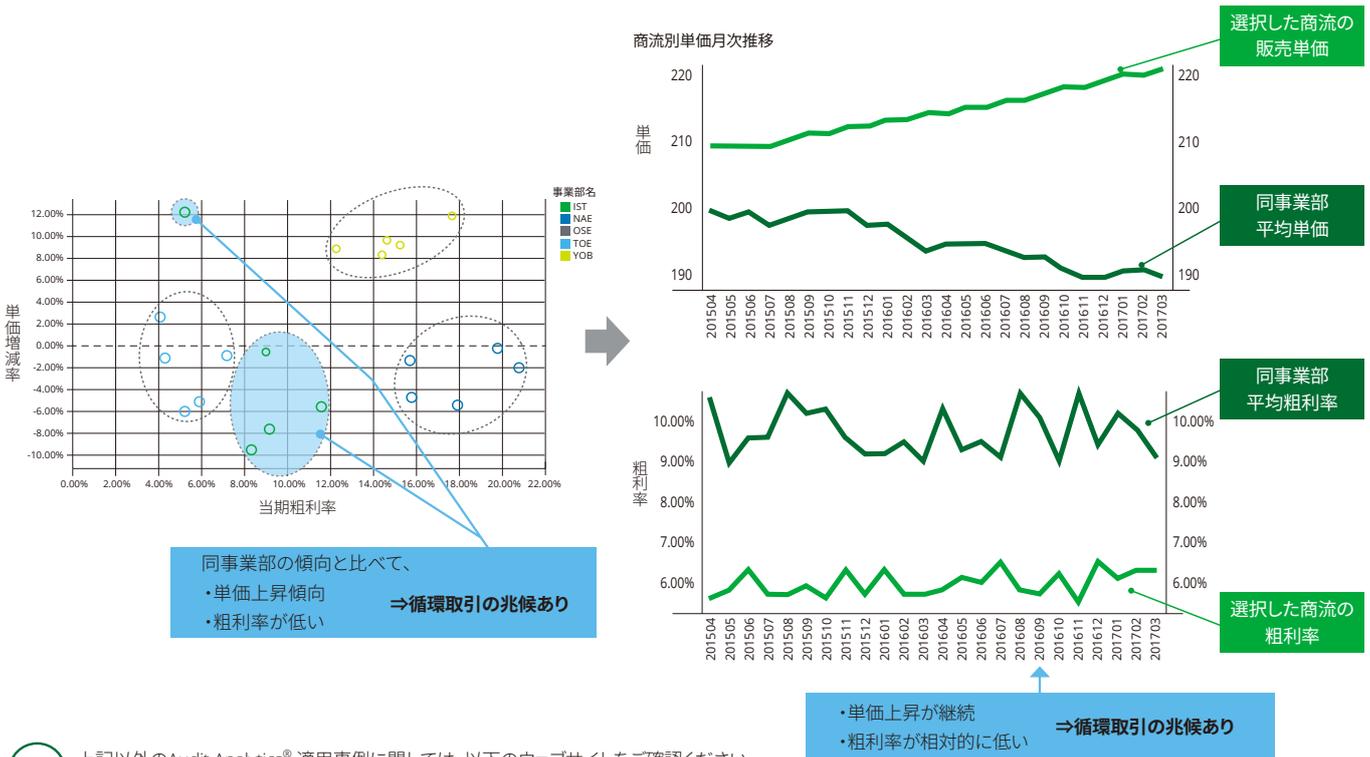
決算直近月の売上実績割合が他部門と異なり、かつ予算達成している部門を不正の可能性のある部門として識別します。さらに、該当部門を商品別・得意先別等でドリルダウンすることで、リスクの高い取引を識別します。



B部門は予算を達成するため、決算月において、押込販売を行うリスクが高いと考えられる。B部門について、通期平均に対して決算月売上の割合が高い商品・得意先をさらに識別する。

商流ごとの単価・粗利率から循環取引の兆候を識別する分析

同事業部/同商品の商流と比較することで循環取引の兆候を識別します。さらに、同事業部/同商品の商流について、単価・粗利率の推移を比較することで、循環取引の兆候を識別します。



上記以外のAudit Analytics® 適用事例に関しては、以下のウェブサイトをご確認ください。
www.deloitte.com/jp/audit-analytics

1-3 高品質な監査を支える

監査業務管理システム(Magnia)

当法人は、他の監査法人に先駆けて、1990年代よりデロイト共通の監査システムを使用してきました。最新のシステムには右記の特徴があり、効果的・効率的な監査を支援しています。

- ①グローバル監査における、関係会社ごとの監査関連リスク情報の一元管理
- ②各被監査会社の規模、インダストリーおよび重要なリスク領域に対応した最新ナレッジの利用
- ③監査の進捗に関する情報をリアルタイムに管理する監査ステータス・ダッシュボードの利用
- ④全ての監査チームの重要な手順をオンライン上で常時モニタリング

1-4 監査支援ツール等の情報提供を行う

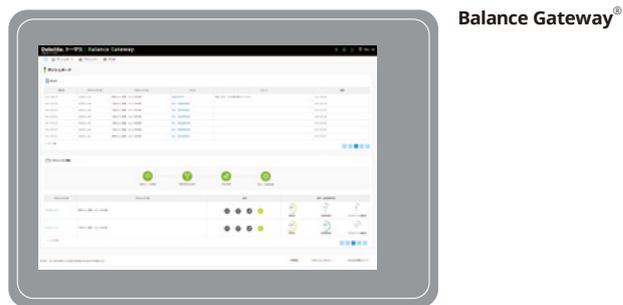
ポータルサイト(Cognia)

当法人では、各種の監査支援ツールを提供するグローバルポータルサイトを活用しています。監査に有益かつ先進的なツールを1カ所に集約することで、監査品質を維持し、一貫した監査手続を推進しています。



1-5 残高確認をオンラインで実現するBalance Gateway®

当法人は、債権・債務の残高確認手続をオンラインで行うシステムを、国内監査法人として初めて構築しました。これまで手作業で実施し、煩雑であった確認状の郵送・回収・回答結果の入力をシステム処理することで、効率化を実現するとともに、被監査会社・監査人双方のミスが減少します。また、確認状況の情報を視覚化し一元管理を実現しています。監査人、被監査会社および残高確認先の連携が迅速化されることで、帳簿金額と回答結果の差異の合理性の検討など重要な監査手続に十分な時間をかけることが可能となります。2017年までに、全ての被監査会社で利用できる体制を整えています。



1-6 Webアプリで棚卸立会を支援するDeloitte iCount

Deloitte iCountはモバイル機器とウェブアプリケーションによって、監査人の棚卸立会におけるテストカウント結果の自動照合や結果のリアルタイム共有を実現する棚卸立会関連業務の支援ツールです。iCountの利用により、棚卸立会業務の効率化だけでなく、現場にいない監査チームのメンバーと立会現場がシームレスにつながり、現場での即時性のある対

応や深度あるコミュニケーションに役立てることができます。当法人では、継続的に新たなITツールの開発に取り組んでおり、それらの監

査の現場での活用により、監査イノベーションを進めていきます。



Deloitte iCount

2 イノベーションを推進する組織体制

2-1 強力なイノベーション開発・推進体制

当法人では、監査イノベーションを法人全体で取り組む重要な課題であると認識し、包括代表直轄で積極的に推進し、数十億円単位での投資を行ってきました。

また、監査業務の革新に取り組む専門組織である監査イノベーション&アナリティクスを組成し、新たなITツールの開発を専任体制で行っています。

さらに、監査チームがイノベーション活動に迅速に取り組めるようにするため、アナリティクス推進を担当するIT専門家約200名に加えて、全国100名規模の監査イノベーション推進担当を新設し、監査の現場での監査イノベーションの推進を強力にサポートしています。

2-2 監査業務の効率化を支援する体制

公認会計士等の有資格者不足に対応して、各種報告書類の準備、データの整理や処理等の監査補助業務を専門に取り扱うトーマツ監査イノベーション&デリバリーセンターを設

置しました。同センターでは、主として有資格者以外の職員が、監査補助業務を標準化して集中的に実施することで、公認会計士等の有資格者が高度な判断業務に集中できる環境を整備しています。

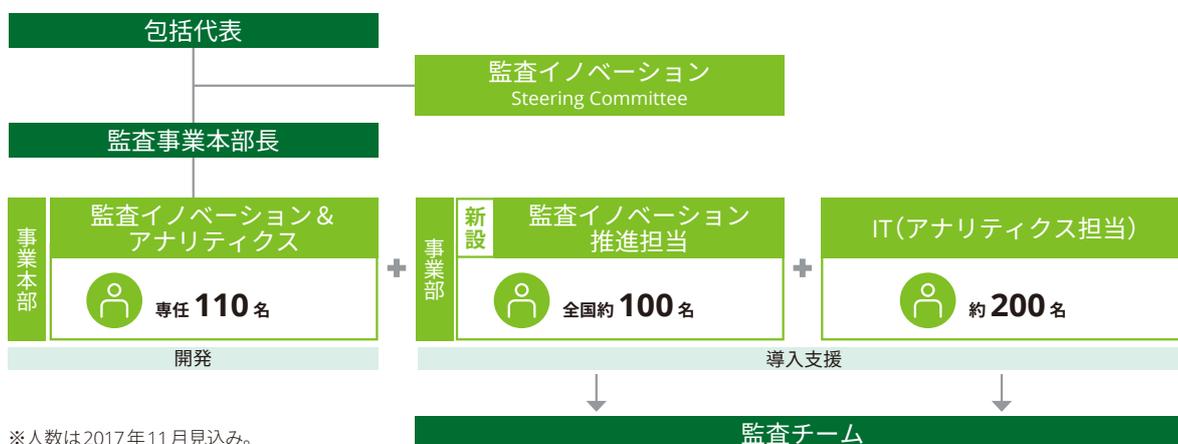
2-3 FinTech監査推進チームの新設

仮想通貨およびその基礎技術であるブロックチェーン[※]の監査に対応するために、2017年2月にFinTech監査推進チームを設立しました。

FinTech監査推進チームは、ブロックチェーン技術者を含むプロフェッショナル約50名で構成されており、ブロックチェーン環境における監査手続および監査プログラムの開発を進めています。

[※]ブロックチェーン：
多数のコンピュータが協調して動作することで、改ざんできないデータベースを高い可用性で運用するテクノロジー。その信頼性は暗号技術、P2P（ピアツーピア）技術やコンセンサスアルゴリズムなどに支えられており、評価には高度な技術的知見が必要となります。

監査イノベーション推進体制



※人数は2017年11月見込み。

III グローバル監査

日本企業による海外投資の拡大に伴い、企業グループの財務報告や内部統制における海外子会社のウエイトとリスクが増大しています。当法人では、GLCSP主導のもとでグループ監査の品質向上を図るとともに、親会社監査チームをコミュニケーション等の面から支援する体制を構築しています。

1 グループ監査の品質向上を主導するグローバル リード クライアント サービス パートナー (GLCSP)

当法人は、デロイトとメンバーファーム契約を締結しています。このメンバーファーム契約では、グローバル監査チームの筆頭責任者であるグローバル リード クライアント サービス パートナー (GLCSP) に、海外子会社の監査チームも含めた適切なチーム体制をグローバルで組成する権限と責任が担保されています。

当法人では、日本の親会社監査チームのGLCSPがグローバルで最適なチームを組成してグループ監査を指揮する体制をとっており、GLCSPはグローバル連携の強化やグループ監査の品質推進に責任を負っています。

GLCSPは、海外子会社のビジネス環境、各国特有の監査上の留意事項や会計基準および税制等の各種規制の状況を踏まえて、グローバル監査チームを組成します。

1-1 グローバルミーティング

GLCSPは、海外子会社を含む被監査会社グループ全体と、自らが率いるグローバル監査チームとのコミュニケーションをリードしています。

グローバル監査チーム内での課題共有を図るため、子会社監査チームの主要メンバーを一堂に集めたグローバルミーティングを開催し、グローバルでの連携強化を図っています。また、このグローバルミーティングでは、被監査会社の経営者および監査役等の参加も得て、被監査会社の会計上の懸念事項や監査上のリスク識別および対応手続等について事前協議を行い、円滑な連結決算業務と監査業務の遂行に役立てています。

1-2 監査品質のグローバルレベルでの改善活動

被監査会社の監査チームは、主要な海外子会社のService Quality Assessment (SQA: ⇒P.35参照) を定期的に収集しています。GLCSPはこのSQAを海外子会社の監査チームに対してフィードバックし、品質改善のための指導・助言を定期的に行っています。

日系企業サービスグループ (JSG) 体制



※トーマツ派遣者とは駐在員および2年程度の研修生派遣者をいいます。

2 海外子会社監査チームの支援

2-1 日系企業サービスグループ (JSG)

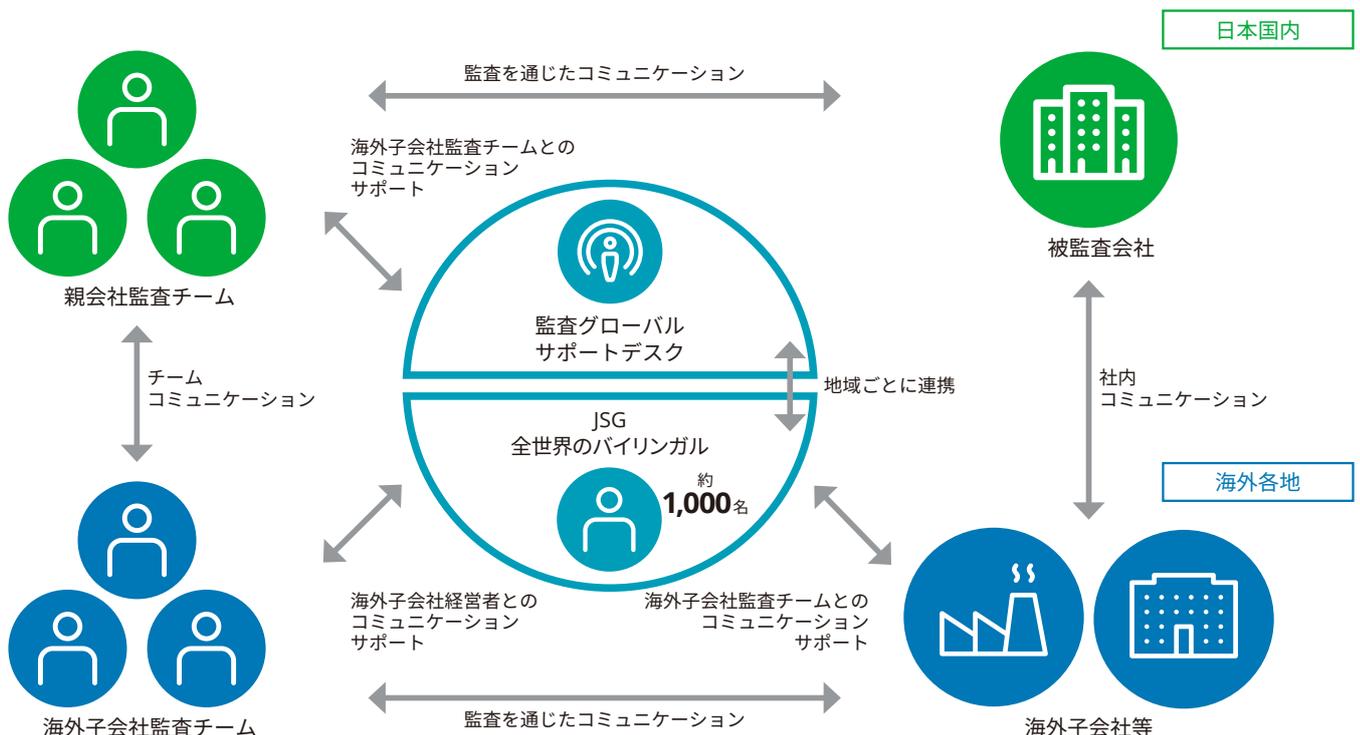
デロイト トーマツ グループは、日系企業サービスグループ (Japanese Services Group : JSG) を1970年代から全世界規模で組成しています。JSGは、当法人の海外駐在者を中核メンバーとして、デロイトの各国メンバーファーム内に組成されています。日本語が堪能なだけでなく日本企業の特性を熟知したメンバーからなるプロフェッショナル集団です。JSGは、現地の日本企業や子会社監査チームとの単なる連絡窓口ではなく、そのメンバーが海外子会社監査チームのメンバーとして子会社監査に直接従事することが最大の特長です。これにより、JSGメンバーは、年間を通じた監査実施の全ての局面において親会社監査チームの認識する監査実施上の課題を子会社監査チームと共有し、より深度ある子会社監査を実践することが可能となります。さらに、トーマツからの海外派遣者は、被監査会社から派遣されている海外子会社の現地マネジメントと密接なコミュニ

ケーションを図り、海外子会社監査上の課題を的確に把握して、海外子会社監査チームにフィードバックするとともに、親会社監査チームとの連携を円滑にしています。このような役割を担っている海外派遣者を各国メンバーファームへ170名規模で派遣していることが当法人のグローバル監査の特長です。

2-2 監査グローバルサポートデスク

監査グローバルサポートデスクは、当法人の駐在員経験者により構成される親会社の監査チームの支援チームです。監査グローバルサポートデスクは、JSGと連携して、親会社監査チームと各国の海外子会社監査チームが十分なコミュニケーションを行い、子会社監査チームが親会社監査チームと課題を共有し、深度ある監査を実践することをサポートしています。また、各国特有の監査上の留意事項や会計基準および税制等のアップデートを発信するなど、グローバルに構成される監査チームを支援しています。

グローバル監査チームの支援体制



2-3 グローバル人材育成

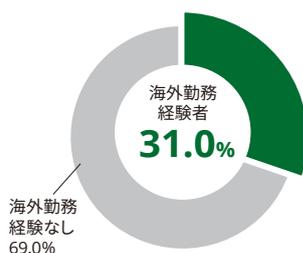
日本の企業グループにおける海外子会社のウエイトが拡大しグループ監査の重要性が高まっている現在、当法人では、より多くのグローバル人材が各監査チームに必要であると考えています。

当法人では、2020年までに、実践的な英語力を有し、グローバル案件で他国の担当者と円滑に業務が遂行できるレベルの人材を、社員では225名以上、管理職以上の職員では300名以上に拡充することを目標に、グローバル人材の育成に力を入れています。

・海外派遣制度

グローバルネットワークの構築のため、法人設立翌年の1969年から米国をはじめとした世界各国に駐在員を派遣しています。また、海外勤務を通じた経験から、語学力だけにとどまらないグローバルな知見の獲得を目的とした派遣制度を設けています。

社員の海外勤務経験者の割合
(2017年5月末)



名称	派遣期間	業務内容
海外駐在	4年程度	海外子会社監査チームに入り、監査業務を実施するとともにグローバルネットワークを構築
タレントセレクト	2年程度	各国の監査チームに入り監査業務を実施
短期派遣(一般)	2カ月程度	各国の監査チームに入り監査業務を実施
短期派遣(アカウント枠)	2カ月程度	親会社監査チームから派遣されて海外子会社監査チームに入り監査業務を実施

・語学研修

当法人では、海外派遣およびグローバル企業のグループ監査に必須である英語力の短期間での向上を図るため、3週間程度、英語圏等の語学学校や大学の付属の語学プログラムに社員・職員を参加させています。当該プログラムでは、質の高い講師陣はもちろんのこと、監査の現場に直結する電話会議等のプログラムを厳選しています。また、自己学習の促進として、オンライン英会話や通学講座等の受講料補助も行っています。

・グローバルでのリーダー育成

デロイトは、米国、欧州、アジアそれぞれに世界で活躍するリーダーたちが集まり、ともに成長できる「場と機会」を提供するDeloitte University (DU) を設けています。DU Asia Pacific (DUAP) の初代学長には当法人の前評議員である浅見光が就任しており、当法人からも多くの社員・職員がDUAPに参加し、アジアのリーダーから刺激を受けるとともに、ネットワークの強化も図っています。



Deloitte University

法人概要

1 概要

当法人は、日本初の全国規模の監査法人として1968年に設立されました。現在は、監査を中心にアドバイザーサービス等を提供する日本で最大級の会計事務所の一つです。国内約40都市に約3,200名の公認会計士を含む約6,200名の専門家を擁し、経済社会の健全な発展のために、日本全国で様々な業種の多国籍企業および日本企業等にサービスを提供しています。

国内事務所所在地 (2017年5月末)

主たる事務所

東京都港区港南二丁目15番3号品川インターシティ

その他の事務所

札幌、仙台、盛岡、福島^{*}、新潟、さいたま、高崎^{*}、千葉、横浜、長野、松本^{*}、金沢、福井^{*}、富山、静岡、浜松^{*}、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、滋賀^{*}、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、北九州^{*}、福岡、大分、熊本、長崎^{*}、宮崎^{*}、鹿児島、那覇

^{*}連絡事務所

構成人員 : 6,772名 (2017年5月末)

社員	公認会計士	529
	特定社員	49
職員	公認会計士	2,755
	公認会計士試験合格者等(会計士補を含む)	1,248
	その他専門職員	1,636
	事務職員	555
合計		6,772名

監査関与会社数 : 3,396社 (2017年5月末)

金商法・会社法監査	948
金商法監査	14
会社法監査	1,097
学校法人監査	84
労働組合監査	59
その他の法定監査	439
その他の任意監査	755
総計	3,396社

2 財務状況

当法人の2016年9月期および2017年5月期(8カ月)の決算は以下の通りです。なお、当法人の財務諸表は、独立監査人による会計監査を受けており、その詳細はデロイトトーマ

損益計算書主要項目

単位(百万円)

	2016年9月期 自 2015年10月1日 至 2016年9月30日	2017年5月期(8カ月) 自 2016年10月1日 至 2017年5月31日
業務収入(注)	96,478	70,977
業務費用	95,161	69,267
営業利益	1,316	1,709
経常利益	2,849	2,341
税引前当期純利益	2,783	2,341
当期純利益	1,885	1,650
(注) 業務収入の内訳		
監査証明業務	70,459	52,408
非監査証明業務	26,019	18,569

ツグループのウェブサイトに掲載している「業務及び財産の状況に関する説明書類」を参照ください。

貸借対照表主要項目

単位(百万円)

	2016年9月期 2016年9月30日	2017年5月期 2017年5月31日
【流動資産】	39,595	47,421
【固定資産】	12,984	13,183
資産合計	52,579	60,605
【流動負債】	20,346	26,537
【固定負債】	9,229	9,498
負債合計	29,576	36,036
【社員資本】	23,003	24,568
資本金	933	933
資本剰余金	2,613	2,529
利益剰余金	19,456	21,106
純資産合計	23,003	24,568
負債及び純資産合計	52,579	60,605

主要監査先一覧

2017年5月末の、東証一部上場企業および国立大学法人等の監査先企業は、次の通りです。(594法人)

鉱業

三井松島産業(株)

建設業

サンヨーホームズ(株)
(株)ダイセキ環境ソリューション
(株)ビーアールホールディングス
東建コーポレーション(株)
(株)ソネック
飛島建設(株)
鹿島建設(株)
(株)奥村組
(株)イチケン
矢作建設工業(株)
大東建託(株)
パナホーム(株)
大和ハウス工業(株)
西部電気工業(株)
(株)四電工
(株)中電工
新日本空調(株)
千代田化工建設(株)

食料品

日東富士製粉(株)
鳥越製粉(株)
フィード・ワン(株)
三井製糖(株)
森永製菓(株)
モロゾフ(株)
亀田製菓(株)
寿スピリッツ(株)
(株)ヤクルト本社
日本ハム(株)
宝ホールディングス(株)
サントリー食品インターナショナル(株)
キーコーヒー(株)
日清オイリオグループ(株)
かどや製油(株)
ハウス食品グループ本社(株)
(株)ビエトロ
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス
日清食品ホールディングス(株)
一正蒲鉾(株)
フジッコ(株)
(株)ロック・フィールド
日本たばこ産業(株)
イフジ産業(株)
(株)ユーグレナ

繊維製品

片倉工業(株)
ユニチカ(株)
住江織物(株)
(株)ワコールホールディングス
(株)ナイガイ
ヤマトインターナショナル(株)

パルプ・紙

阿波製紙(株)

化学

日東エフシー(株)
日本カーバイド工業(株)
高圧ガス工業(株)
四国化成工業(株)
東京応化工業(株)
大阪有機化学工業(株)
KHネオケム(株)
(株)ダイセル
アイカ工業(株)
大倉工業(株)
タイガースポリマー(株)
ミライアル(株)
(株)ダイキアクシス
日本精化(株)
ハリマ化成グループ(株)
花王(株)
太陽ホールディングス(株)
DIC(株)
東洋インキSCホールディングス(株)
(株)マンダム
(株)シーボン
(株)ノエビアホールディングス
アグロカネショウ(株)
長谷川香料(株)
星光PMC(株)
メック(株)
タカラバイオ(株)
OATアグリオ(株)
アキレス(株)
レック(株)
(株)JSP
(株)エフピコ

医薬品

日本新薬(株)
エーザイ(株)
小野薬品工業(株)
扶桑薬品工業(株)
日本ケミファ(株)
生化学工業(株)
鳥居薬品(株)
JCRファーマ(株)
大塚ホールディングス(株)

石油・石炭・ゴム・ガラス・土石

(株)MORESCO
出光興産(株)
(株)ブリヂストン
バンドー化学(株)
日東紡績(株)
石塚硝子(株)
日本コンクリート工業(株)
東海カーボン(株)
日本カーボン(株)
東洋炭素(株)
日本碍子(株)
(株)ヨータイ
(株)フジミインコーポレーテッド
ニチアス(株)

鉄鋼

大同特殊鋼(株)
三菱製鋼(株)
新家工業(株)

非鉄金属、金属製品

(株)大紀アルミニウム工業所
DOWAホールディングス(株)
(株)大阪チタニウムテクノロジーズ
(株)UACJ
カナレ電気(株)
リョービ(株)
(株)アーレスティ
(株)SUMCO
(株)LIXILグループ
日本フィルコン(株)
リンナイ(株)
(株)ジーテクト
中国工業(株)
サンコール(株)
中央発條(株)

機械

三浦工業(株)
(株)アマダホールディングス
オーエスジー(株)
フリュー(株)
ペガサスマシン製造(株)
レオン自動機(株)
ユニオンツール(株)
オイレス工業(株)
日精エー・エス・ビー機械(株)
日本エアーテック(株)
ローツェ(株)
(株)クボタ
荏原実業(株)
(株)帝国電機製作所
新東工業(株)
住友精密工業(株)
(株)西島製作所
ダイキン工業(株)
(株)タダノ
CKD(株)
(株)平和
(株)マースエンジニアリング
福島工業(株)
(株)竹内製作所
JUKI(株)
グローリー(株)
大和冷機工業(株)
ホシザキ(株)
日本トムソン(株)
(株)ユーシン精機
スター精密(株)

電気機器

ブラザー工業(株)
デンヨー(株)
田淵電機(株)
(株)JVCケンウッド
(株)ミマキエンジニアリング
第一精工(株)
オムロン(株)
不二電機工業(株)
(株)ジーエス・ユアサコーポレーション
電気興業(株)
アイホン(株)
EIZO(株)
(株)京三製作所
日本無線(株)
帝国通信工業(株)
パイオニア(株)
ローランドディー・ジー・(株)
フォスター電機(株)
ホシデン(株)
TOA(株)
古野電気(株)
船井電機(株)
横河電機(株)
アズビル(株)
エスベック(株)
(株)キーエンス
シスメックス(株)
(株)日本マイクロニクス
イリソ電子工業(株)
新日本無線(株)
オプテックスグループ(株)
(株)アイ・オー・データ機器
レーザーテック(株)
双信電機(株)
山一電機(株)
日本電子(株)
(株)エンプラス
ローム(株)
(株)三井ハイテック
(株)村田製作所
(株)ユーシン
双葉電子工業(株)
ニチコン(株)

輸送用機器

ユニプレス(株)
三櫻工業(株)
(株)デンソー
(株)東海理化電機製作所
(株)名村造船所
日本車輛製造(株)
ニチユ三菱フォークリフト(株)
GMB(株)
曙ブレーキ工業(株)
フタバ産業(株)
大同メタル工業(株)
太平洋工業(株)
河西工業(株)
愛三工業(株)
テイ・エステック(株)

精密機器

日機装(株)
(株)島津製作所
長野計器(株)
(株)バイ・テクノロジー
東京計器(株)
愛知時計電機(株)
(株)ニコン
理研計器(株)
HOYA(株)
リズム時計工業(株)

その他製品

(株)スノーピーク
パラマウントベッドホールディングス(株)
前田工織(株)
(株)アイフェイスジャパン
(株)SHOEI
フランスベッドホールディングス(株)
萩原工業(株)
(株)フジシールインターナショナル
(株)アーク
タカノ(株)
(株)プロネクス
日本写真印刷(株)
光村印刷(株)
小松ウオール工業(株)

電気・ガス業

関西電力(株)
四国電力(株)
九州電力(株)
沖縄電力(株)
西部瓦斯(株)
静岡ガス(株)

陸運業、海運業、空運業

京成電鉄(株)
東海旅客鉄道(株)
鴻池運輸(株)
(株)ハマキョウレックス
ヤマトホールディングス(株)
山九(株)
九州旅客鉄道(株)
日本郵船(株)
ANAホールディングス(株)

倉庫・運輸関連業

トランコム(株)
(株)中央倉庫
キムラユニティー(株)
郵船ロジスティクス(株)

情報・通信業

(株)キューブシステム
(株)電算システム
(株)三菱総合研究所
(株)ファインデックス
(株)ブレインパッド
(株)イーブックイニシアティブジャパン
(株)アイスタイル
(株)エムアップ
(株)エイチーム
(株)テクノスジャパン
(株)コロブラ
モバイルクリエイティブ(株)
(株)オルトプラス
(株)ハーツユナイテッドグループ
(株)サイバーリンクス
(株)VOYAGE GROUP
(株)オプティム
(株)セレス
(株)ティーガイア
GMOペイメントゲートウェイ(株)
(株)インターネットイニシアティブ
GMOクラウド(株)
(株)Minoriソリューションズ
フリービット(株)
メディカル・データ・ビジョン(株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー(株)
(株)オーブンドア
AOI TYO Holdings(株)
(株)マクロミル
(株)ハイマックス
ソースネクスト(株)
(株)ジャストシステム
TDCソフトウェアエンジニアリング(株)
ヤフー(株)
ソフトバンク・テクノロジー(株)
(株)トーセ
伊藤忠テクノソリューションズ(株)
(株)ウェザーニューズ
ネットワンシステムズ(株)
(株)アルゴグラフィックス
エイベックス・グループ・ホールディングス(株)
日本ユニシス(株)
日本テレビホールディングス(株)
朝日放送(株)
(株)スカパーJSATホールディングス
(株)テレビ東京ホールディングス
日本BS放送(株)
コネクション(株)
GMOインターネット(株)
カドカワ(株)
(株)ゼンリン
(株)昭文社
東宝(株)
(株)DTS
(株)アイ・エス・ビー
(株)ジャステック
福井コンピュータホールディングス(株)
ソフトバンクグループ(株)

卸売業

伊藤忠食品(株)
(株)あらた
横浜冷凍(株)
(株)ラクーン
(株)神戸物産
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス
メディアスホールディングス(株)
(株)大光
(株)TOKAIホールディングス
(株)ビューティガレージ
ミタチ産業(株)
スターティア(株)
エコートレーディング(株)
コンドーテック(株)
三菱食品(株)
スズデン(株)
(株)たけびし
(株)進和
(株)エスケイジャパン
ダイロン(株)
伊藤忠商事(株)
蝶理(株)
三井物産(株)
カメイ(株)
(株)山善
三菱商事(株)
第一実業(株)
(株)カナデン
フルサト工業(株)
明和産業(株)
伊藤忠エネクス(株)
(株)リョーサン
三信電気(株)
(株)東陽テクニカ
(株)立花エレテック
日鉄住金物産(株)
トラスコ中山(株)
(株)オートバックスセブン
モリト(株)
イノテック(株)
JKホールディングス(株)
杉本商事(株)
因幡電機産業(株)
(株)バイテックホールディングス
(株)ミスミグループ本社
(株)スズケン

小売業

(株)ローソン
(株)サンエー
(株)ゲオホールディングス
(株)アダストリア
(株)ジーフット
(株)くらコーポレーション
(株)キャンドウ
ゲンキー(株)
大黒天物産(株)
(株)ビックカメラ
DCMホールディングス(株)
(株)東京一番フーズ
(株)マツモトキヨシホールディングス
(株)物語コーポレーション

ウエルシアホールディングス(株)
(株)ミサワ
ティーライフ(株)
チムニー(株)
(株)ネクステージ
(株)キリン堂ホールディングス
(株)ホットランド
(株)すかいらーく
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)
ブックオフコーポレーション(株)
BEENOS(株)
日本調剤(株)
(株)コスモス薬品
(株)トーエル
(株)一六堂
(株)オンリー
(株)薬王堂
(株)クリエイト・レストランツ・ホールディングス
(株)LIXILピバ
(株)メディカルシステムネットワーク
総合メディカル(株)
(株)ノジマ
イオン北海道(株)
(株)コジマ
(株)ヒマラヤ
コーナン商事(株)
ワタミ(株)
(株)西松屋チェーン
(株)サイゼリヤ
(株)フジ・コーポレーション
(株)ユナイテッドアローズ
(株)杏番屋
(株)トップカルチャー
(株)PLANT
スギホールディングス(株)
(株)ヨンドシーホールディングス
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)
(株)木曾路
サトレストランシステムズ(株)
(株)タカキュー
ロイヤルホールディングス(株)
(株)コメリ
(株)はせがわ
アクシアル リテイリング(株)
イオン(株)
(株)フジ
ゼビオホールディングス(株)
元気寿司(株)
(株)吉野家ホールディングス
(株)松屋フーズ
(株)王将フードサービス
(株)プレナス
ミニストップ(株)
藤久(株)
(株)やまや

銀行業

(株)めぶきフィナンシャルグループ
(株)九州フィナンシャルグループ
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ
(株)新生銀行
(株)あおぞら銀行
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
(株)りそなホールディングス
(株)七十七銀行
(株)静岡銀行
(株)十六銀行
(株)八十二銀行
(株)山梨中央銀行
(株)滋賀銀行
(株)京都銀行
(株)ほくほくフィナンシャルグループ
(株)大分銀行
(株)宮崎銀行
(株)沖縄銀行
(株)中京銀行
(株)大光銀行
(株)栃木銀行
(株)東和銀行
(株)福島銀行

証券、商品先物取引業、保険業、その他金融業

SBIホールディングス(株)
丸三証券(株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)
水戸証券(株)
カブドットコム証券(株)
(株)マネーパートナーズグループ
日本生命保険相互会社
三井生命保険(株)
メットライフ生命保険(株)
(株)クレディセゾン
興銀リース(株)
アイフル(株)
ポケットカード(株)
イオンフィナンシャルサービス(株)
アコム(株)
(株)アプラスフィナンシャル
三菱UFJリース(株)
(株)日本取引所グループ
イー・ギャランティ(株)

不動産業

日本駐車場開発(株)
(株)イー・ディー・ワークス
(株)エストラスト
(株)オープンハウス
ケイアイスター不動産(株)
バラカ(株)
(株)テーオーシー
(株)東京楽天地
フジ住宅(株)
(株)ゴールドクレスト
日神不動産(株)
イオンモール(株)

サービス業

日本工営(株)
(株)LIFULL
(株)ジェイエイシーリクルートメント
(株)日本M&Aセンター
(株)パソナグループ
テンポホールディングス(株)
(株)リニカル
(株)エスクリ
(株)学情
(株)スタジオアリス
(株)カカココム
(株)ルネサンス
(株)アウトソーシング
(株)ワールドホールディングス
(株)ビジネス・ブレイクスルー
WDBホールディングス(株)
(株)ティア
(株)CDG
バリューコマース(株)
(株)インフォマート
EPSホールディングス(株)
びあ(株)
(株)イオンファンタジー
(株)シーティーエス
(株)アルプス技研
(株)サニックス
(株)秀英予備校
(株)ラウンドワン
ワタベウェディング(株)
りらいあコミュニケーションズ(株)
(株)東京個別指導学院
(株)サイバーエージェント
アトラ(株)
(株)デザインワン・ジャパン
(株)リブセンス
(株)N・フィールド
(株)バリューHR
(株)エラン
(株)土木管理総合試験所
(株)リログループ
(株)エイチ・アイ・エス
(株)建設技術研究所
(株)スペース
燦ホールディングス(株)
スバル興業(株)
(株)トーカイ
セントラル警備保障(株)
(株)丹青社
(株)メイテック
(株)船井総研ホールディングス
(株)ベネッセホールディングス
イオンデライト(株)
(株)ダイセキ
(株)ステップ

国立大学法人等

帯広畜産大学
岩手大学
東北大学
福島大学
千葉大学
東京医科歯科大学
東京農工大学
東京藝術大学
東京工業大学
東京海洋大学
電気通信大学
一橋大学
横浜国立大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
信州大学
静岡大学
名古屋工業大学
滋賀大学
京都大学
鳥取大学
島根大学
香川大学
愛媛大学
福岡教育大学
九州大学
長崎大学
熊本大学
鹿屋体育大学
琉球大学
政策研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
高エネルギー加速器研究機構

独立行政法人等

国際協力機構
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
科学技術振興機構
日本学術振興会
宇宙航空研究開発機構
日本学生支援機構
国立高等専門学校機構
大学改革支援・学位授与機構
医薬基盤・健康・栄養研究所
年金積立金管理運用独立行政法人
農業・食品産業技術総合研究機構
森林研究・整備機構
農業者年金基金
産業技術総合研究所
海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構
奄美群島振興開発基金
日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構
全国健康保険協会
日本年金機構

※東証一部上場企業については、証券コード順で掲載しています。

ガバナンス・コードへの対応状況

原則

① 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針1-1

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

P.05 「Quality first」の実践

P.07 包括代表メッセージ

P.17 品質重視の文化の醸成に向けた取り組み

- 当法人では、監査品質の最終的な責任者である包括代表のもとで、監査品質を最重視する「Quality first」を実践しています。
- 包括代表は、会計監査が資本市場を支える重要なインフラであり、これを担う監査法人としての責任の重大さを深く認識し、以下を特に重視して組織的な運営に臨んでいます。
 - ・重要な内部統制の不備や不正は見逃されるべきではないという社会の期待に応えるために、職業的懐疑心を適切に発揮すること
 - ・被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施すること
 - ・その過程において被監査会社と課題を共有し、被監査会社に対し今後の経営に資する率直かつ深度あるコミュニケーションを行うことこれらを通じて、被監査会社の公正かつ持続的な事業活動を支える財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上に寄与することにより、経済社会に広く信頼と安心感を提供することを目指しています。
- 監査品質を最重視するトップの姿勢が全ての社員・職員に理解され浸透するよう、包括代表以下マネジメントは、様々な機会を繰り返し「Quality first」の実践が最重要課題であることを発信し、トップの姿勢を周知徹底 (Tone at the top) しています。

指針1-2

監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

P.05 基本理念

- 当法人は、「経済社会の公正を守り率先してその発展に貢献する (Fairness to society)」「クライアントの期待を超える知的専門サービスを総合的に提供する (Innovation for clients)」「各人の個性を尊重し能力を発揮できる生きがいのある場を創り出す (Talent of people)」の3つを経営理念としています。また、当法人が加盟するグローバル組織であるデロイトが掲げる「Deloitte makes an impact that matters」を存在理由 (Purpose) として採用し、これを実現するため、全ての社員・職員が「誠実性 (Integrity)」「マーケットとクライアントに対する卓越した価値の提供」「メンバー相互の強い信頼」および「文化的多様性を生かした強み」の4つを共通の価値観として共有しています。
- 当法人では全ての社員・職員が経営理念を共有するとともに、存在理由や共通の価値観を具体的な行動指針として記述した「デロイト トーマツ グループ Code of Conduct」を社員・職員の行動原則として定めその実践を促しています。

指針 1-3

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

P.05 「Quality first」の実践

P.17 品質重視の文化の醸成に向けた取り組み

P.20 監査品質を最重視した評価・昇格の実施

●当法人は、重要な内部統制の不備や不正は見逃されるべきではないという社会の期待に応えるために、職業的懐疑心を適切に発揮すること、被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施すること、その過程において被監査会社と課題を共有し、被監査会社に対し今後の経営に資する率直かつ深度あるコミュニケーションを行うことを実践しています。

当法人は、被監査会社の公正かつ持続的な事業活動を支える財務報告責任の遂行やガバナンスの強化による企業価値の向上に寄与することにより、経済社会に広く信頼と安心感を提供することを目指しています。

- このような高品質な監査を実現するために当法人では「監査厳守事項 (Audit Imperatives)」を掲げ、社員・職員はこれに即して監査業務に従事しています。
- 監査品質を最重視するトップの姿勢が全ての社員・職員に理解され浸透するよう、包括代表以下マネジメントは、様々な機会を繰り返し「Quality first」の実践が最重要課題であることを発信し、トップの姿勢を周知徹底 (Tone at the top) しています。
- 高品質な監査を実現するため、社員・職員それぞれに適した評価・昇格制度を定め、一人ひとりが期待される高品質な監査を行えたかを厳格に評価し、昇格に際して重視しています。

指針 1-4

監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

P.15 監査事業本部による品質推進施策の浸透

P.17 品質に関する意識の浸透状況のモニタリング

●監査チームを統括する監査事業本部と品質管理を司る品質管理本部が連携し、月次の監査品質会議を通じ、品質管理の最新の動向や監査現場での実践面における課題を共有し、監査の革新・改善とその浸透のための施策を立案しています。立案された施策は、事業部の監査品質推進担当の支援により監査現場への展開を行っています。

- それぞれの施策の展開状況や課題は、月次の会議等で共有され、マネジメント (経営執行) を担うExecutive Committeeに報告され、PDCAサイクルを導入することにより、継続的な改善・向上を図っています。
- 監査品質に関する包括代表以下マネジメントのメッセージの社員・職員への浸透状況を毎年モニタリングし、メッセージを浸透させるための施策の改善に役立っています。

指針 1-5

監査法人は、法人の業務における非監査業務 (グループ内を含む。) の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

P.14 非監査業務の位置づけ

P.25 デロイト トーマツグループ

P.31 内部専門家の活用

●監査・保証業務を中核としたデロイト トーマツ グループは、企業の様々な経営課題に対応し得る総合プロフェッショナルファームとして、監査・保証業務だけでなく、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務といった非監査業務を提供し、「Deloitte makes an impact that matters」という存在理由 (Purpose) の実現を追求しています。

- 監査業務においては、被監査会社を取り巻く事業環境の変化、ITの高度化、国際間取引の増加等に対応するため、会計・監査以外の専門性も求められます。当法人では、グループ内の多数の専門家が監査チームに参画し、情報システムやその管理体制の評価、年金債務等の特殊な数理計算、金融商品の評価、不動産の評価、複雑な税額計算、事業価値評価、不正調査などの専門領域の知見を活用して高品質な監査の遂行に貢献しています。
- 当法人およびデロイト トーマツ グループの各社は、グループ共通の独立性、利益相反および品質管理のルールを遵守し、契約受託に関する情報を専門の部署が集中して管理することで、被監査会社からの独立性保持、非監査業務間の利益相反の防止および業務品質保持を確保しています。

原則

② 組織体制（マネジメント）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針 2-1

監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

P.10 当法人のガバナンス

- 当法人のマネジメント（経営執行）は包括代表と執行役で構成されるExecutive Committeeにより担われています。
- 当法人のマネジメントの責任者である包括代表は、社内規程に基づき、ボード内委員会である推薦委員会が候補者を推薦し、社員による信任投票を経て選任されます。
- 当法人のマネジメント（経営執行機関）を構成する執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から、包括代表が候補者を指名し、社員による信任投票を経て選任されます。
- Executive Committeeは、ボード（ガバナンス機関）が決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行し、当法人の組織的な運営に関する機能を担っています。

指針 2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

P.15 監査品質を担保する組織体制

- 当法人では、監査品質の最終的な責任者である包括代表のもと、被監査会社に対し監査を実施する監査チーム、これを指揮する事業部、事業部を統括する監査事業本部の3つの階層を通じて、法人全体の監査品質向上に対する施策は監査現場へ浸透され、監査現場における課題はマネジメントへ共有されます。
- 監査事業本部とは独立して品質管理本部を設け、個別の監査業務の品質が、法人が定める品質管理システムに準拠して適切に維持されていることをモニタリングしています。
- レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部を置き、法人全体の品質管理プロセスの有効性をモニタリングするとともに、社員・職員の職業倫理・独立性等に関する方針への遵守状況もモニタリングしています。

- 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

P.30 インダストリー（業界）知見の活用

P.34 被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション

- 当法人では、被監査会社の属する業界を10のユニットに分けてインダストリー事業ユニットを形成しています。インダストリー事業ユニットでは、全国の部門横断的なネットワーク等の場等で、業界ごとの規制や業界動向、特有の会計処理や最新の監査技術等を共有しています。
- 当法人の監査チームは、被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施するとともに、被監査会社と監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすため、年間を通じたコミュニケーションプランを立案し、被監査会社の経営者・監査役等との議論を能動的に行い、深度ある監査を実施しています。

- 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

P.18 人材戦略

- 「経済社会からの要請に真摯な姿勢で誠実に対応し、高品質なサービスを提供する、信頼性の高いプロフェッショナル」を育成・輩出するという人材育成の基本理念に基づいて、総合的な育成プログラムを策定しています。
- 高品質な監査を実現するため、社員・職員それぞれに適した評価・昇格制度を定め、一人ひとりが期待される高品質な監査を行えたかを厳格に評価し、昇格に際して重視しています。
- 多様な経験を積むための機会を積極的に提供することで、職業的懐疑心の醸成や監査人として期待されている役割を十分に果たせる人材の育成を行っています。

指針 2-2

- 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

P.39 監査イノベーション

- 当法人では、監査業務の革新に取り組む専門組織である監査イノベーション&アナリティクスを組成し、新たなITツールの開発を専任体制で行っています。また、全国100名規模の監査イノベーション推進担当とアナリティクス推進を担当するIT専門家約200名が、監査の現場での監査イノベーションの推進を強力にサポートしています。
- Illumia / Audit Analytics®(被監査会社の財務・非財務のデータを、様々な属性情報や外部データと組み合わせる分析・視覚化する手法)、Cognia(監査支援ツール等の情報提供用ポータルサイト)、Magna(監査業務管理システム)、Balance Gateway®(債権・債務残高確認オンラインサービス)などのITツールを監査の現場で積極的に活用しています。また、継続的に新たなITツールの開発に取り組んでいます。

指針 2-3

監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを助案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

P.10 当法人のガバナンス

- 当法人のマネジメントの責任者である包括代表は、社内規程に基づき、ボード内委員会である推薦委員会が候補者を推薦し、社員による信任投票を経て選任されます。
- 当法人のマネジメント(経営執行機関)を構成する執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から、包括代表が候補者を指名し、社員による信任投票を経て選任されます。

原則

③ 組織体制(ガバナンス)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針 3-1

監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

P.10 当法人のガバナンス

- 当法人は社員総会を最高意思決定機関とし、迅速かつ適切な意思決定を容易にするため、経営意思決定機関としてボードを設置しています。
- ボードは、ボード議長、評議員、包括代表および執行役で構成され、経営意思決定に基づく執行には関与しない評議員がその3分の2以上を占めることでガバナンスの強化(経営執行機関に対する独立監視機能の強化)を図っています。
- また、指名委員会等設置会社に倣いボード内委員会として評議員のみで構成される推薦・報酬・監査の各委員会を設置し、監査委員会には法人外監査委員として外部の弁護士を選任しています。加えて、2017年8月1日より、独立非業務執行役員のみで構成される公益監督委員会を設置し、公益的な観点から当法人の活動を監督・評価しています。

指針 3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

P.12 外部有識者による評価・監督

- 「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」で求められる組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、従来の法人外監査委員（弁護士）に加え、独立性を有する第三者として外部有識者3名を独立非業務執行役員に選任しました。
- 独立非業務執行役員は、議決権を有しないメンバーとして2017年6月からボードに参加するとともに、ボード内委員会である公益監督委員会の委員に就任しています。独立非業務執行役員は、その知見に基づき、監査法人の組織的な運営および経営執行態勢、監督機能の充実に関する助言・提言を行います。当法人はこれを真摯に受けとめ、監査品質や品質管理体制の向上に努め、さらにガバナンス改革を進めます。

指針 3-3

監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

P.12 公益監督委員会の期待役割

- 公益監督委員会は、独立非業務執行役員のみで構成され、公益の観点から、当法人が社会やステークホルダーからの期待に応えるために実施すべき施策について自らアジェンダを設定し、協議します。当法人が会計監査の品質を維持・向上するための、適切な業務管理体制を整備・運用するように、当法人が認識する以下の課題について独立した立場から助言・提言を行います。
 - ・ 監査品質の維持・向上
 - ・ 経営品質の向上
 - ・ 人材育成および人事評価
 - ・ レピュテーション・クオリティ・リスク管理
 - ・ 社会およびステークホルダーからの期待

指針 3-4

監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

P.10 当法人のガバナンス

- ボードは、法人経営に関する重要事項を決定または承認し、包括代表等の経営執行機関の活動を監督しています。
- ボードおよびボード内の各委員会を補佐する機関としてボード議長室を設置しています。

原則

4 業務運営

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針 4-1

監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

P.15 監査品質を担保する組織体制

P.15 監査事業本部による品質推進施策の浸透

- 当法人では、監査品質の最終的な責任者である包括代表のもと、被監査会社に対し監査を実施する監査チーム、これを指揮する事業部、事業部を統括する監査事業本部の3つの階層を通じて、法人全体の監査品質向上に対する施策は監査現場へ浸透され、監査現場における課題はマネジメントへ共有されます。
- 監査チームを統括する監査事業本部と品質管理を司る品質管理本部が連携し、月次の監査品質会議を通じ、品質管理の最新の動向や監査現場での実践面における課題を共有し、監査の革新・改善とその浸透のための施策を立案しています。立案された施策は、事業部の監査品質推進担当の支援により監査現場への展開を行っています。
- それぞれの施策の展開状況や課題は、月次の会議等で共有され、マネジメント（経営執行）を担うExecutive Committeeに報告され、PDCAサイクルを導入することにより、継続的な改善・向上を図っています。

指針 4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

P.18 人材戦略

P.33 不正事例の研修

- 「経済社会からの要請に真摯な姿勢で誠実に対応し、高品質なサービスを提供する、信頼性の高いプロフェッショナル」を育成・輩出するという人材育成の基本理念に基づいて、総合的な育成プログラムを策定しています。
- 高品質な監査を実現するため、社員・職員それぞれに適した評価・昇格制度を定め、一人ひとりが期待される高品質な監査を行えたかを厳格に評価し、昇格に際して重視しています。
- 多様な経験を積むための機会を積極的に提供することで、職業的懐疑心の醸成や監査人として期待されている役割を十分に果たせる人材の育成を行っています。
- 職業的懐疑心を発揮することを促すために、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深める取り組みを実施しています。

指針 4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
- 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

P.22 多様な経験を積むための機会の提供と活用

P.29 監査チームの組成

- 監査チームのメンバーには、被監査会社の属する業界に応じた専門的な知見や、グローバル対応力を有する人員を適切に配置しています。
- 以下のような多様な経験を積むための機会を積極的に提供することで、職業的懐疑心の醸成や監査人として期待されている役割を十分に果たせる人材の育成を行っています。異動を通じて得た経験を監査の現場に持ち帰ることで、法人としての品質の強化とさらなる均一化に取り組んでいます。
 - ・法人内の品質管理本部への異動プログラム
 - ・事業部間やグループ会社内の人事異動
 - ・海外派遣プログラム
 - ・日本公認会計士協会や財務会計基準機構等の外部団体への出向 等

指針 4-4

監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

P.28 高品質な監査の実践

P.34 被監査会社との率直かつ深度あるコミュニケーション

- 当法人の監査チームは、被監査会社のビジネスを深く理解し、会計および内部統制に関する専門的知見を生かした監査を実施するとともに、被監査会社と監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすため、年間を通じたコミュニケーションプランを立案し、被監査会社の経営者・監査役等との議論を能動的に行い、深度ある監査を実施しています。
- 被監査会社のCFOや監査役等からService Quality Assessment (SQA) を通してフィードバックを受けることにより、監査品質の向上に役立てています。

指針 4-5

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

P.24 コンプライアンス・ホットライン (通報窓口)

P.33 不正関連情報への対応制度 (コンプライアンス・ホットライン)

- コンプライアンス・ホットライン (通報窓口) を設置し、グループ各法人、その社員・職員およびグループの業務に係る法令違反・不正行為 (被監査会社の会計不正、公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等) 等について広く通報を受け体制を整備しています。
- コンプライアンス・ホットラインに寄せられる被監査会社の不正関連情報は、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部が一次窓口となり、関連する業務執行社員、審査担当社員および品質管理本部と対応を協議します。
- 通報方法についてはデロイト トーマツ グループのウェブサイトに掲載して広く周知するとともに、コンプライアンス意識を高めるための様々な施策を法人内で実施しています。
- 通報の取り扱いに当たっては、内部または外部の弁護士が関与して秘密保持を徹底し、通報者が不利益を受けることがないように細心の注意を払っています。また、適切な通報を行った者が解雇その他のいかなる不利益も受けないことを内部規程で定めています。

原則

5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針 5-1

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

- 当法人の監査品質の向上に向けた取組みをはじめとする様々な施策については、「Tohmatu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)」にて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等に公表します。

指針 5-2

監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方
- 経営機関の構成や役割
- 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

- 当法人の監査品質の向上に向けた取組みをはじめとする様々な施策については、「Tohmatu Audit Quality Report（監査品質に関する報告書）」にて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等に公表します。

指針 5-3

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

P.14 ステークホルダーとのコミュニケーション

- 「Tohmatu Audit Quality Report（監査品質に関する報告書）」を発行して監査品質向上に向けた取組みを公表することに加えて、被監査会社の監査役等とは「トーマツガバナンスフォーラム」において、直接的な対話を実施しています。
- 今後は、アナリストや機関投資家等との間での意見交換を継続的に実施するなど、外部有識者の知見も活用しながら、これらの取組みをより発展させていきます。

指針 5-4

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

P.12 公益監督委員会の期待役割

- 本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価した結果については、「Tohmatu Audit Quality Report（監査品質に関する報告書）」で報告します。
- 公益監督委員会は、公益の観点から、当法人が社会やステークホルダーからの期待に応えるために実施すべき施策について自らアジェンダを設定し、協議します。当法人が会計監査の品質を維持・向上するための、適切な業務管理体制を整備・運用するように、独立した立場から助言・提言を行います。

指針 5-5

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

P.14 ステークホルダーとのコミュニケーション

P.35 SQAを活用したコミュニケーション

- 被監査会社のCFOや監査役等からService Quality Assessment (SQA) を通じてフィードバックを受けることにより、監査品質の向上に役立てています。
- 今後は、アナリストや機関投資家等との間での意見交換を継続的に実施するなど、外部有識者の知見も活用しながら、これらの取組みをより発展させていきます。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

監査法人初となる
グループ全体での情報セキュリティ
マネジメント規格
ISO27001の認証を取得
(2017年5月)



子育てサポート企業
次世代認定マーク

監査法人初となる
次世代認定マーク「くるみん」を取得
(2013年7月)

法で定められた内容を上回る育児休業制度の整備や次世代育成支援、ワークライフマネジメント促進に向けた社内啓蒙活動等を積極的に行ったことから、子育てサポート企業として厚生労働省により認められ、2013年7月17日付で、監査法人で初となる次世代認定マーク「くるみん」の取得に至りました。その後も2年間の実績を踏まえ、2015年8月に連続認定を受けたため、同年よりくるみんマークの星が2つに増えました。

